

平成 2 9 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月13日（水曜日）午前10時00分 開 議
午後 3時19分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 木村 恵 議員
2. 伊藤 新一 議員
3. 若山 武信 議員
4. 向井 義擴 議員
5. 植村 真美 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
1	1	木村 恵	1. 平和と安全について 2. 子どもの貧困について 3. 子育て支援について 4. 学校図書室及び図書館について 5. 地域医療・介護について
2	7	伊藤 新一	1. 遊休公共施設について 2. 地方創生総合戦略について

順序	議席番号	氏名	件名
			3. 防災対策について
3	5	若山 武信	1. 炭鉱遺産活用について 2. 空知産炭地域総合発展基金について 3. 学校教育の充実について
4	6	向井 義擴	1. 方書き表示と住居表示について 2. 受動喫煙防止対策について
5	3	植村 真美	1. 地域や団体との連携の考え方について 2. 職員・職場の連携体制強化について 3. 市長のトップセールス強化に伴う体制の見直しについて 4. 病院運営の新たな方向性について 5. 子どもの心身を守る体制について

○出席議員 9名

1番	木村	恵君
2番	五十嵐	美知君
3番	植村	真美君
4番	竹村	恵一君
5番	若山	武信君
6番	向井	義擴君
7番	伊藤	新一君
9番	御家瀬	遵君
10番	北市	勲君

○欠席議員 1名
8番 獅畑輝明君

○説明員

市長	菊島	好孝君
教育委員会教育長	多田	豊君
監査委員	早坂	忠一君
選挙管理委員会委員長	壽崎	光吉君
農業委員会会長	中村	英昭君
副市長	伊藤	嘉悦君
総務課長	熊谷	敦君
企画課長	畠山	涉君
財政課長	尾堂	裕之君
税務課長	田村	裕明君
市民生活課長	町田	秀一君
社会福祉課長	井波	雅彦君
介護健康推進課長	斉藤	幸英君
商工労政観光課長	林	伸樹君
農政課長	野呂	道洋君
建設課長	高橋	雅明君
上下水道課長	杉本	悌志君
会計管理者	蒲原	英二君
あかびら市立病院事務長	永川	郁郎君
教育委員会 学校教育課長	大橋	一君
” 社会教育課長	伊藤	寿雄君

監査事務局長	中西	智彦君
選挙管理委員会事務局長	梶	哲也君
農業委員会事務局長	野呂	道洋君

○本会議事務従事者

議会事務局長	栗山	滋之君
” 総務課長	安原	敬二君
” 総務課長	野呂	律子君

(午前10時00分 開 議)

○議長(北市勲君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番竹村議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は獅畑議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、平和と安全について、2、子どもの貧困について、3、子育て支援について、4、学校図書室及び図書館について、5、地域医療・介護について、議席番号1番、木村議員。

○1番(木村恵君) [登壇] 質問に入りたいと思います。

大綱1、平和と安全について、①、核兵器禁止条約についてお伺いをします。ことし7月7日、国連会議において核兵器禁止条約が採択されました。加盟国の6割を超える122カ国の賛成で人類史上初めて核兵器を違法化する条約が採択されるというまさに歴史的壮挙だと思いました。しかし、日本政府は交渉にさえ参加しないという姿勢を示しており、今後も署名することはないと見解を示しております。その後行われた8月の広島、長崎での平和式典では

広島市長、長崎市長、また被爆者団体の代表の方などから被爆国である日本が被爆者や遺族の思いを受け、積極的に核兵器禁止条約へ参加すべきだという厳しい指摘を受けております。核兵器禁止条約と日本政府の姿勢について、市長の見解を求めます。

○議長(北市勲君) 市長。

○市長(菊島好孝君) 核兵器の禁止条約についてお答えをさせていただきます。

核兵器の禁止条約につきましては、本年3月からニューヨークの国連本部で制定に向けた交渉が行われまして、圧倒的多数の賛成により採択されたところでございます。条約は、本年の9月から署名手続が開始されまして、批准国数が50カ国に達してから90日後に発効されることとなっております。本市は、世界平和と核兵器の廃絶による恒久の平和を願い、幸せな市民生活を守る決意を表明し、昭和60年の9月24日に非核平和都市宣言をしております、広島に原爆が投下されてからことしで72年となりますが、過去の悲しい出来事を繰り返してはいけないとのそういう思いから毎年原子爆禁止世界大会へ本市の中学生を市民の代表として派遣するなど取り組んできたところでございます。本市といたしましては、これまで同様、非核平和都市宣言の趣旨に基づきまして平和活動を行っていく所存でございますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 木村議員。

○1番(木村恵君) [登壇] これまで同様と、平和活動を行っていくということであります。

なぜ日本政府は交渉参加もせず、署名も行わないと言っているのか、こういったところには答弁ありませんでしたが、ぜひこのことを全国の自治体で考えていくべきだと私は思います。今の答弁では、広島、長崎、また被爆者の方だけが当事者であって、これは国が考えることだという印象を受けます。しかし、私は決してそうではないと思っております。日米同盟に影響が出るなどと言って核兵器廃絶に消極的な日本政府が幾ら橋渡し役をしても説得力がないと思います。核抑止論で平和が保たれる

というのであれば、全ての国が核を持てば平和になるということになりますが、これは絶対にあり得ないと思います。全ての国が核を捨てるのが平和になるということではないでしょうか。全国の自治体で日本政府が核兵器禁止条約の署名、批准することを強く求める、そういった声を上げていくことが平和への道だということをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。②です。北朝鮮の核実験とミサイル開発についてお伺いします。昨日、国連でも制裁決議が決まりましたけれども、北朝鮮は国際社会が強く自制を求めているもとで弾道ミサイルの発射を強行し、今月3日には6回目の核実験を強行しました。日本共産党は、類似の安保理決議違反の暴挙であり、厳しく糾弾し、抗議するといった内容の声明を出しております。8月29日早朝のミサイルは、北海道の上空を通過するという極めて危険な行為で、早朝からJアラートが鳴り、北海道を含む多くの国民が緊張と恐怖を覚えたと思います。北海道では、札幌市、旭川市、帯広市、苫小牧市などが市長名で抗議文を送ったということですが、市長としての見解を求めます。

また、アメリカと北朝鮮との間の軍事的緊張がこのまま続けば、偶発的な軍事衝突に発展するおそれもあり、もしそうなれば米軍基地のある日本にもおびただしい被害が起り得ます。日本共産党は、アメリカと北朝鮮、米朝で無条件で直接対話をする、これを呼びかけ、そして日本政府にも軍事的対応をおおるようなことをせず、平和的、外交的解決のために直接対話を実現させる努力を求めています。日本政府の対応について、市民の命、安全を守る市長としての見解もあわせてお伺いします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 北朝鮮の核実験とミサイル開発についてお答えをさせていただきます。

8月29日には、北海道上空を北朝鮮の長距離弾道ミサイルが通過をいたしまして、北海道を含む各地で早朝からJアラートが鳴り、多くの市民の方々に緊張が走りました。また、9月の3日には北朝鮮で

過去最大規模の核実験が行われ、核実験による地震波が観測されたところでございます。多くの国が核兵器廃絶に向かう明確な意思決定を示す中で強行されたことは、こうした国際社会の核兵器のない世界の実現に向けた懸命な努力を無にするもので、到底許すことはできないものであります。非核平和都市宣言をしております本市といたしましても本市が加盟をしております平和首長会議が北朝鮮に対して全ての核兵器と核計画を即刻放棄し、国際社会との対話と協調による外交努力を誠実にを行うよう改めて強く要請をする抗議文を送付しているところでございます。先ほども述べましたが、本市は非核平和都市宣言、これをしておりますので、その趣旨に基づきまして市民の生命と財産を守るために国や北海道、他の自治体とも連携を図りながら取り組んでいかなければならない問題と認識しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 抗議文は、首長会議で送っているということでした。

日本政府は、北朝鮮は対話をする気がないと、対話のための対話では意味がないと。最近、対話と圧力から圧力だけに偏重をしております。政府は、来年度ミサイル防衛予算をさらにふやす方向を示しており、イージスアショアやSM-3ブロック2Aなどは、これはミサイルを撃たせないようにするのではなくて、撃たれたときの備えだと思うのです。軍事的緊張というものは、今後も続いていくのではないかと思います。つまり市民の不安がなくならないということです。撃たせないためには、対話のテーブルに着くことがまず行うべきことだということをお願いしたい。ぜひアメリカと北朝鮮が無条件で対話できるように、日本政府はその実現に努力するよう赤平市長としても働きかけをぜひしていただきたいと申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。大綱の2、子どもの貧困について、①、子どもの貧困の調査についてお伺いします。人口減少対策として、医療費無料化や保育料

の無料化などの拡充とあわせて、ひとり親家庭の各助成制度、準要保護基準は1.5と道内最高レベルの赤平市は、来年度からは就学援助も就学前支給を行うなど経済的な貧困への対策、これは一定評価されると思います。しかし、家庭環境などからくる子供の貧困は把握が困難なケースもあり、人口減少対策の一部としての支援だけではなく、子供の貧困の解消という観点からの実態把握、そして対策といったところが大事になってきます。例えば口腔崩壊、虫歯など、また栄養の偏りや不規則な生活による健康被害、これらに共通しているのは保護者の労働環境が不規則であったり長時間であること、また共働きやかけ持ち就労で子育てに時間が割けない、あるいはネグレクトなどが原因として挙げられています。

厚生労働省が毎年行っている国民生活基礎調査において、3年に1度の子供の貧困率の統計がありますが、果たしてそれだけで把握ができていますでしょうか。最近では、独自の調査を行い、実態に合った施策を講じていこうという自治体が出てきております。沖縄県では、平成28年の調査で子供の貧困率は29.9%、これは平成27年の国民生活基礎調査の13.9%の2.15倍にもなりました。沖縄県では、そのほか衣服、医療、食事などの困窮や学校生活、友達との関係、放課後の居場所など経済的なもの以外についても調査をされております。現在北海道も前向きに検討をしているということですが、赤平市では子供の貧困に関してどのように把握し、現状はどのようなになっているのかお伺いをします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 子供の貧困の調査についてお答えいたします。

国が行っている国民生活基礎調査では、直近の結果である平成27年の子供の貧困率は全国で13.9%であります。この調査では、都道府県ごとの子供の貧困率は公表されていませんが、民間の調査機関や大学による独自の分析では北海道における子供の貧困率は約20%と推計され、全国の中でも高い位置にあると推測されています。

赤平市における子供の貧困状況の把握についてですが、札幌市などの大都市を除くと全国的に見ても市町村独自で調査を実施している自治体は少ない状況であり、当市におきましても未実施であります。総体的には全道レベルと同程度の割合であると認識しております。このことから、日常的に子供と接する機会が多い保育所や幼稚園、学校とも連携をとりながら保護者の経済状況だけではなく、子供の健康状態などにも気を配りながら子供の貧困の把握に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕北海道は約20%と、赤平市も同様ではないかという認識だということでありました。学校や保育所、幼稚園、こういったところがプラットホームになるということは大切なことだと思います。一番接しているところであり、一番発見が早いということ、そこが大事だと思います。経済的な貧困、家庭環境からくる貧困、なかなか踏み込むにはデリケートなところであると思います。そして、子供たちはだからゆえ、なかなか声に出しては助けてほしいとは言えません。学校等で気になること全てに気配りをするというのは難しいとも思います。だからこそ調査の必要があるのではないかと思います。けさ新聞でも美唄の高橋市長が早急に調査をするというような記事もありました。ぜひこういった子供たちのSOSを見逃さない、そういった支援につなげる調査のほうを検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。②、子ども食堂についてお伺いします。北海道でも子供食堂が広がってきております。近隣では新十津川町で始まっていますが、民間主導が多く、受け身になっている自治体が多いのが現状です。この子供食堂は、子供の貧困対策だけでなく、子供の居場所として、また地域のコミュニティの場としても機能し、多世代間交流など幅広い効果も期待されています。国立社会保障・人口問題研究所の生活と支え合いに関する調査結果の概要

2012年調査では、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料を買えなかった経験を持つ世帯は、よくあったが1.6%、時々あったが4.7%、まれにあったが8.5%で、合計14.8%が食料確保に何らかの困難を抱えているという結果も出されております。

子どもの貧困対策法第5条、国民の責務では、国民は国または地方公共団体が実施する子供の貧困対策に協力するよう努めなければならないとありますが、私は国や地方公共団体がまず実施してこそその国民の努力義務ではないかと思えます。そういった意味からも実態を調査し、必要なら民間との連携も含めて協議し、実施していくべきことだと考えますが、子供食堂についての考えをお聞きします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 子ども食堂についてお答えいたします。

開設当初は、貧困や親が忙しく温かい食事がとれない子供たちを対象にしていたところが多かったですが、現在では子供たちへの食事の提供のほか、高齢者が1人で食事をする孤食の解消、さらにはさまざまな世代と交流できる場の提供や食を通じた地域コミュニティづくりなどを目的に開設しているところがふえてきております。運営は、NPO法人のほか、近隣では地域住民が地元の食材を生かし、手づくりで食事を提供しているまちがあり、食事代も子供食堂の趣旨を生かし、18歳以下は無料としているところが大部分で、大人にも低料金で提供している状況でございます。

このような中、赤平市においても必要なら民間との連携も含めて協議し、実施していくべきではとのご質問ではありますが、現在地域貢献事業の一環として取り組むことが可能かどうか検討したいということから、その動向を注視し、開設するとなったときには市としてどのような協力ができるか検討してまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 独居の高齢の方なんかにも門戸を広げると、同じように一定の効果が出てくると思います。前向きな検討ということだと捉えます。実際に利用されるかどうかということも改めて調査も必要だと思いますし、先ほどのアンケートとあわせて検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。経済的な貧困だけでなく、保護者の就労状況によって温かい御飯が食べられない子供たちもおります。そういった子供たちにも門戸を広げることで、利用することをためらう家庭、子供が減るような配慮も実施するときはあわせて行っていただきたいと思います。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。③、子ども塾についてお伺いします。ことしの夏休みに市内小中学校で夏休み学習会が行われました。しごと・ひと・まち創生総合戦略で重点施策に位置づけ、動きが本格化してきたところだと思います。まず、どのような結果だったのかをお聞きしたいと思います。学力向上、人口減少対策としての面とあわせて、今回は子供の貧困という観点から有効なものとなったのかということについてもお聞きをしたい。

私はここ数年、経済的な問題や送迎が困難だから、また普通の学習塾についていけないといった理由で行かせたくても行かせられないという保護者の方々の声を聞いてまいりました。そういう子供たちが学ぶ場として放課後や休日など、毎日ではなくとも毎週何曜日など通年で行っていくことが望ましいと思っております。今回は、夏休みで学生ボランティアという条件で行われたということ、そして始まったばかりということもありますが、今後の方向性、また今回得た課題などとあわせてお伺いします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 子ども塾についてお答えいたします。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の重点施策に位置づけられている学生ボランティア事業の一環であります子ども塾についてであります、本年

度より学生ボランティアの登録を受け付け、現在学生地域定着推進広域連携協議会加入の江別市内の大学から2名、そして札幌市内の大学から2名、計4名の大学生に登録していただいております。この大学生の皆さんには、各小中学校における夏休み学習会において児童計84名、生徒計58名参加の中、教職員の指導助手としてそれぞれ2日間ずつ学習活動の支援をしていただき、子供たちの学力向上と大学生の皆さんのキャリアアップを推進したところです。また、将来教職員を目指すという学生の皆さんの熱意ある姿勢に対し、学校現場からの高評価を得たところです。なお、今後におきましては放課後学習会における学習支援やクラブ活動、部活動における支援等、幅広く活動していただく予定となっております。

この事業につきましては、事業開始後間もなく、学生ボランティアの登録者も少人数であります。各小中学校における放課後学習会を実施するとともに、さらなる学生ボランティアの人材確保に努め、経済的な理由などで学習塾に行くことができない子供たちも含めた学習支援を行うことにより、子供たちの学力向上を図ってまいります。

また、議員が言われますように各小中学校における放課後学習会の曜日を定め、通年で行うことにより学習機会の拡充が図られ、総合戦略の基本目標であります若者が安心して子供を産み育てられる地域づくりにつながり、人口減少対策になるものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕放課後学習、部活等、通年の方向性もあるという答弁だったと思います。ただ、子ども塾はいつの間にか総合戦略の学生地域連携事業と一緒にできているように思われます。今おっしゃったように江別、札幌の学生さんたちだけでは、交通費の問題なども出てくるのではないかと思います。学生連携の形にこだわらず、市民の中にいらっしゃる退職教員の方々や始まった

コミュニティスクールの中でできることを模索し、ぜひ早期に通年で行える体制をとっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。大綱の3、子育て支援について、①の保育士確保についてお伺いします。保育士の臨時職員の募集と正職員の募集、また臨時職員の待遇改善について、7月に行政常任委員会において報告がありました。本年度から第2子以降の保育料を無料化し、子育て支援を拡充したことから、受け入れる側の強化が必要だと私も指摘をしてきましたので、保育士の正職の募集、また臨時職員の待遇改善したことは率直に評価をしたいと思います。しかし、これが実際に強化になっているのかということに疑問があります。現場の保育所に聞きますと、実際はふえるのではなく、あくまで減った職員の補充になっており、保育士さんの負担は大きくなっているということです。そこで、現在保育士は何名足りないのか、またそういった現場の声はいつごろからどのようなものが上がっていたのか、そして保育士不足は解消をされるのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育士の確保対策につきましては、市役所内部だけではなく、保育所長ら現場の声を聞きながら、どのような工夫をすればよいのか随時協議を行っており、本年度途中の正職員募集や8月からの臨時職員の待遇改善を行ったところでもあります。しかし、先週末現在臨時保育士の応募は残念ながら状況であり、また正職員の募集要項を管内の保育士養成課程がある学校へ持参した際には担当教授からことしは本州からの求人が例年になく多く、全体では学生数の7倍以上の求人があるという説明があり、このようなことから正職員の受験申込者数も昨年以下になっていると考えられます。

ご質問がありました現在の保育士の不足数ですが、ことし4月以降2名の保育士が退職し、さらに今月1名の保育士の退職が見込まれることから、最低でも3名が不足している状況であります。また、

実際の保育現場からの保育士不足に対する補充要望については、人手が少なくなり、勤務時間を工夫しながら対応しなければならなくなったことが昨年ごろからあり、これを踏まえて今年度には正職員を採用したところであります。今後の保育士不足解消の見込みについてですが、新聞やテレビ等で報道されているように全国的に保育士不足が生じていることから、いつまでに解消することができるかと時期を明確にすることは難しいですが、赤平にいる子供たちのために一日でも早く解消できるように今後も努力してまいりたいと存じます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕現在は、最低でも3名不足しているということでした。昨年から保育士が不足しているという声も出ていたと、解消を早くしたいということでしたけれども、やはり早い段階から現場では声が上がっていたというのは事実だと思います。そして、それを難しいと言いながら先送りした結果、大変な事態になっていると言わなければいけません。今の答弁ですと、最低3名の補充があってもことしの始まった時期と同じ状態になるだけですので、とても解消になったとは言えないと思います。難しい、解消したいではなく、いつ解消されるのかということが大事だと思います。具体的にどういったことが起こっているのか、次の質問に移ります。

②の待機児童についてお伺いします。近い将来、待機児童が出るかもしれないと6月議会で同僚議員の質問に答弁がありました。さきの質問に対する答弁でも現在保育士が足りていないということであり、保育士の方の労働環境も大変心配されますし、健康面の管理なども非常に心配されます。保育士の拡充を早期に進めるということは、ここでもしっかり改めて申し上げたいですが、保育士が足りていない中で受け入れが今現在しっかりできているのかということだと思います。つまり既に待機児童が出ているのではないのかという疑問になります。現在待機児童が出ているのであれば何名か、また隠れ待機

児童の可能性があるなら、その人数もあわせてお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 待機児童についてお答えいたします。

昨年、平成28年の出生者数は平成27年と比較して10人以上増加しており、この中にもことし母親の育児休業終了に伴い、保育所の利用を希望する方がおりました。しかし、保育所で子供を受け入れる場合、子供の年齢に応じて1人の保育士が対応できる児童数は国の基準により定められていることから、保育士数の減少に伴い、やむを得ず入所することができなかった子供が2名発生してしまいました。また、一時保育を希望しながら保育士不足のため対応できなかった事例もことしに入り、残念ながら発生しております。ことし4月時点で赤平市においては待機児童がいませんでしたが、先ほどご説明したように現在は入所できない子供が発生してしまい、今後も保育士の確保ができない状況が続けば、新たな待機児童が発生する可能性は否定できない状況でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕待機児童という表現がまず出てこないのですけれども、申し込みが来て受けられなかったら待機児童ではないのでしょうか。やむを得ず入所することができなかった子供2名とありましたが、待機児童ではないのでしょうか。

また、一時保育を希望しながら対応できなかった事例も発生しているとのことですが、これは私は隠れ待機と同等だと考えますが、発生したというのは何件でしょうか。まず、そこをはっきりと答えていただきたいと思います。かつ、それぞれにどのように対応をしたのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） ことしやむを得ず保育所に入所することができなかった2名につきましては、母親の育児休業の延長がそれぞれの企業で

認められたことから、現在は自宅で保育をされています。

また、一時保育を希望しても対応ができなかった件数は2件あり、そのうちの1件はファミリーサポートセンターを利用し、もう一件は祖父母ら家族の協力を得て対応してもらったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 隠れ待機の状態になったということだと思うのですよね、企業の理解や家族の負担で。ただ、これも隠れ待機ではなく、今は待機児童になっているのです。赤平市は、待機児童が出ているということだというふうに確認がとれました。これが実際昨年から現場の保育士さんたちが不足しているという声を聞いてこなかった、素早く対応できなかった結果ではないかと思うのです。行政側の都合で保護者にも企業側にも負担をお願いする結果になっているのではないのでしょうか。その辺について、理事者はどう思っているのかお伺いをしたい。

復職をしていれば得られたであろう給料、また復職できないことによる企業の人員不足、例えばファミリーサポートを利用する利用料、あとは家庭内従事者であれば家族の負担、こういったものはどれも行政側に責任があると私は思います。申し込みを断られた方々あるいは事業者の方々へどう思っているのか、なぜ保育士確保にすぐ動けなかったのか、理事者のほうにお伺いをしたいと思います、副市長。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） これまでも担当課長から答弁してまいりましたように、全国的な保育士不足という状況でございます。ただし、担当課においては保育士確保のため、ハローワークへの求人はもちろんのこと、保育士養成課程のある学校等へ出向きまして求人のお願いに当たってきたところではございますけれども、なかなか保育士の確保に結びつかなかったということでございます。そのような中で

今年度は1名の正職員を採用しておりますし、新年度におきましても正職員の採用を予定しております。今後は、認定こども園等の設置も予定されておりますことから、計画的な保育士の採用に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 担当課はやっている。それでも結局臨時職員の募集だったわけですよ。そして、結果として私は対応が遅かったのだということだと思います、今の話を聞いても。新年度に確保すると言いますが、現時点で待機児童が出ているのです。子育て支援で保育料の無料化をしても、拡充をしてもこのような状況では全く意味がない施策になると思います。だから、受け入れの体制の強化をと私は言ってきたわけです。保育士確保ができない場合に、新たな待機児童が発生する可能性も否定できないと先ほど課長は答弁しましたが、課長にそういった答弁をさせずに全力で保育士確保に取り組むと、中途採用もやるというふうに言えないのでしょうか。もし確保できなかった場合ですけれども、新年度と先ほどおっしゃいましたが、どうやって受け入れる子供と受け入れられない子供を決めるのでしょうか。市長は、そんなつらい仕事を現場担当課にさせるおつもりなのでしょうか。私、3月の議会で市長への質問で、こども園ができるまでの間、2カ所ある保育所の効率的な運営等について検討していくと答弁いただいております。これがとても効率的な運営だとは思えませんが、市長の見解を改めてお伺いします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 私も議員の言ったことについては理解をしております。ただ、現場としてはやっぱり予算の部分もございませう。いろんな角度の中で検討しながら、一番いい方法を模索しているのだというふうに私は信じております。ですから、どんなことがあっても一番大変なのは子供たちでございますけれども、それに添うようにできるだ

け早くなるように、できるだけ早くその期待に応えるような努力をするのが行政の役目だというふうに思いますので、それに向かって努力をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 予算があるからという理由で市民に我慢をしてほしいと、このままの状態です。待機児童をそのままにしておくというのは私は到底納得ができません。現場の声を聞かずに待機児童を出した責任というのは、これは明らかに理事者側にあると私は強く指摘をしたい。受け入れができないことを説明しなければならない職員の気持ち、また受け入れてもらえない親の気持ち、まずそこにおわびをしなければいけないと思います。重ねて中途採用、来年度を待たずに保育士の確保、そして新規採用、臨時職員の将来への希望も含めて早期に保育士不足と隠れ待機の解消、待機児童の解消をすることを強く求めたいと思います。

次の質問に移ります。③、子育て支援条例と認定こども園の進捗についてお伺いします。平成30年4月から子育て支援条例を施行するとことしの所信表明でありました。人口減少、子供の貧困、子育て世帯の就労など幅広く対応していく条例になると思いますが、実際予定どおり進んでいるのでしょうか。現在赤平市のホームページを見ますと、素案に対するパブリックコメントの募集まで来ております。社会福祉課子ども未来では、問題なく進んでいるというふうに聞きましたが、人事異動で主幹職が異動となり、現在子ども未来・医療給付係は人員が足りていない状況で実際は大変な業務に追われているのではないかと私は思います。子育て支援条例の策定について、本当に影響が出ていないのか、進捗状況をお聞きしたい。

また、認定こども園についても協議をしていくと6月議会でもこれと同僚議員の質問に答弁がありましたが、関係各課での協議は実際行われたのか、行ったのであればどのような内容で行われたのか、あわせてお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 初めに、子育て支援条例についてお答えいたします。

条例に基づき設置されている赤平市子ども・子育て会議の中にことし2月、福祉団体や教育団体の代表者、保護者団体代表者、商工団体及び労働団体の代表者のほか、公募委員から成る子育て支援条例策定専門部会を設け、以降5月、7月、8月と協議を重ねてまいりました。今回赤平市子育て支援条例案がまとまりましたことから、市役所ほか市内4カ所の公共施設及び市ホームページにて公表し、10月3日まで市民の方などから意見を募集するパブリックコメントを実施しているところであります。制定までの今後の予定でございますが、パブリックコメントの結果を踏まえ、10月中に子育て支援条例策定専門部会を開催して最終案を策定し、可能であれば12月開催の市議会定例会で条例案を提案させていただき、審議をいただいた後、平成30年4月1日からの施行を目指していきたいと考えております。

次に、認定こども園についてお答えいたします。前回の市議会定例会で関係各課で検討していきたいと答弁したことを踏まえまして、8月に副市長が進行役となり、社会福祉課、学校教育課など合計6課の担当者が出席して認定こども園に関する協議を行いました。協議の内容であります。初めての検討会ということから、保育所及び幼稚園の現状を担当者から報告した後、開設のための問題点を発表しました。その中では、仮に新規に建設するとした場合のスケジュール、財源、場所、統合小学校など他の公共施設との関係性などが話し合われたほか、認定こども園開設までの間の保育所と幼稚園の運営についても協議を行いました。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 子育て支援条例は、おかれていないということは確認がとれました。認定こども園についての協議は、やっと8月に開かれたということでしたけれども、この中で進めるに当

たって児童福祉施設整備計画、これも必要だと思えます。今年度策定と3月議会で答弁いただいておりますが、これも一緒に行われておりますね。確認します。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 児童福祉施設整備計画については、現在策定ができていない状況であります。今年度中の策定を目指して今後も努力してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 できていないのですね、やっぱり。これから努力すると言っていますけれども、認定こども園のほうも進んでいるといった状況では私はないと思います。子育て支援条例の素案は私も読みましたが、パブコメもあるので、逐条的な指摘とはしませんが、1点だけ、第8条、市の役割です。第2項、市は家庭、地域住民等、学校等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うとともに、相互の連携及び協議が図られるよう総合的な調整を行うものとあります。学校等に含まれる保育所が責務を果たせるようにするとは、まさにこの児童福祉施設整備計画あるいは認定こども園、こういったところを進めていかないと、ただ条例をつくっただけになってしまうのではないかと思います。これについてもやはり計画がなかなか進まないことは、子ども未来の人員等も影響しているのではないかと私は思います。7月3日の行政常任委員会でも複数の議員からこの子ども未来・医療給付係のことについては同様の指摘がありました。市長部局にも話は行っていると思いますので、改めてしっかりと人員配置をした上で無理のない計画を進めていただきたいと強く要望したいと思います。

次の質問に移ります。大綱4、学校図書室及び図書館について、①、司書の配置についてお伺いします。昨年の文科省の調査では、学校図書館に司書が配置された割合は全国平均で公立小学校59.3%、中学校が57.3%、北海道は小学校が14.2%、中学校14.9

%という結果でした。教育環境の格差と呼ぶべき低水準であると先月新聞記事などでも酷評をされています。先月、市内小学校に地域参観で私が行った際、休み時間の図書室では授業を終えたばかりの先生が入ってきて子供たちの対応をしておりました。いつもこうしているのですかとお伺いすると、できるだけやっていますという答えが返ってきました。私は、次の授業の準備もある中で、先生たちの負担は大変大きいものがあるなと感じました。最近、教員の労働環境について、長時間労働や負担増など教員不足に対しても国もやっと重い腰を上げようとはしておりますが、解消にはまだまだ道のりが長いと思えます。そこで、学校図書の司書の配置についてです。これには、国も配置の推進支援をしている状況ですが、まだ配置されておりません。現在司書の配置について、どのような認識であり、今後どのようにしていくのかお伺いをします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 司書の配置についてお答えいたします。

学校図書館法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されました。この法律改正は、学校教育における言語活動や探求的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善、向上を図り、児童または生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとするものであり、法の趣旨につきましては理解するところであります。しかしながら、本市には12学級以上の学校に配置義務がある司書教諭の配置もなく、現時点では学校司書の役割、職務及び資質、能力の明確化について苦慮しており、未配置の状況にあります。今後におきましては、近隣自治体において有資格の臨時職員1名を採用し、小中学校を巡回しているという例がありますことから、これを参考にし、両中学校の統合後に人材確保及び教職員の負担軽減を含め検討したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 私は、統合中学校統合後ではなく、統合時期がいいタイミングだと思っております。いずれにしましても、学校司書の役割というのは全国的に見ても配置、未配置では違ってくるのは学習意欲、学力向上、こういったところにもあらわれてきていると思います。そして、教職員の負担軽減は言うまでもなく明かです。ぜひ統合中学校配置時に配置して、小学校を巡回する方向でいいと思います。人材確保、配置のほうを検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。②、今後の図書館の方針についてお伺いします。市立図書館は、1979年に建設され、建築後37年がたっています。公共施設等総合管理計画において、新耐震基準に適合しておらず、老朽化が進行し、また文化会館除却後に新消防庁舎が建設され、周辺地域の学校も全てなくなるため、子供たちが利用しやすく、市民の利便性についても考慮し、文京保育所跡に移転するとなっております。しかし、認定こども園は小学校統合後、そして小学校統合は平成34年4月1日を目指すとなっております。ことから、安全確保の観点、また子供たちの学力向上、社会教育の観点などからも後回しになり過ぎているのではないかと思います。このままの計画で進める考えなのか、現在の担当課の見解をお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 今後の図書館の方針についてお答えさせていただきます。

図書館につきましては、議員が言われるとおり公共施設等総合管理計画においては認定こども園整備後に文京保育所跡に移転する計画となっております。図書館移転の最大の目的につきましては、施設の老朽化のみならず、子供たちが利用しやすい場所ということを考えておまして、現状の図書館の周辺地域には児童生徒数の減少による学校統合によって中学校も存在しなくなるため、学校帰りや授業でも大いに活用できるよう学校が存在する周辺地域内への移転を目指したいと思っております。また、学

校図書室、図書館が近い地域にあることによって赤平の公共で管理する図書の全てが集約化されることとなります。ただし、市全体における施設整備に当たっての優先順位といたしましては、既に中学校統合については決定しておりますが、現在小学校統合及び認定こども園の協議が行われておまして、この整備時期、方向性等が確定した後に小中学校周辺敷地に図書館を建設することが可能か不可能か、また公共施設等総合管理計画で示す文京保育所跡が適するのかを検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 時期については、計画上は変更は考えていないと。ただ、優先順位は小学校、こども園、その後ということでした。私も優先順位は間違っていないと思います。しかし、老朽化や現在の立地を考えたときに、もう少しスピード感を持って進めたいという思いもあります。ぜひ学校の近くで文京保育所跡だけでなく、今おっしゃられましたけれども、幅広い選択肢を持って検討していただきたいと思っております。これについては、11月に市立図書館について視察に行く予定もありますので、改めて次の機会に質問をしたいと思っております。

次の質問に移ります。大綱の5、地域医療・介護について、①、国民健康保険の都道府県化についてお伺いします。平成30年から都道府県化に向けて試算が出されました。新年度迫ってくる中で、赤平市の保険税がどのような見込みなのか。最新の試算では、新聞等でまだ報道されておりませんが、前回の試算のほうでは上がるという見込みが出されておりました。激変緩和措置なども言われておりますが、激変緩和があってもこれは上がり続けることには変わりはなく、加入者の心配は絶えないといった状況だと思います。低所得者の加入者が大部分を占めている構造上、これ以上負担増は生活を成り立たせなくなることも考えられ、私は低所得者対策は必須であると考えます。低所得者対策について、どのような考えを持っているのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 国民健康保険の都道府県化につきましてお答えを申し上げます。

来年度からの国保の都道府県化を控えまして、保険料等につきましては現在3回目の仮算定が行われたところでございますが、第2回仮算定時におきまして当市は平成27年時との比較におきまして被保険者1人当たり換算で31.7%、金額にいたしまして2万5,000円の増加と算定されまして、激変緩和措置の対象となりまして5%、約4,000円の増加と見込まれたところでございます。今回、第3回目の仮算定におきましては国の財政支援の詳細が示されたことなど、前回算定時より精緻化が進んだことなどによりまして、平成28年度となった比較対象年度より減少する見通しが示されました。いずれにいたしましても、今後北海道において国民健康保険関連条例の制定や国保事業費納付金及び標準保険料率が算定されまして市町村に示されることとなりますが、市町村においては標準保険料率等を参考に所得や世帯状況など、それぞれの状況に応じた保険料率を定めることとされておりますことから、これまで同様低所得者層に配慮をいたしまして、運営協議会等でご協議いただきまして税率を決定してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 前回上がるとされた算定が3回目の仮算定では下がるということになったという答弁だと思います。

具体的な理由をもう少し詳しくお伺いをしたいのと、あわせて赤平市の保険税は低所得者層で切り取ると道内でも低いほうで、高所得者層といってもあくまで加入者の中の上ですけれども、そこで切り取ると高いほうになっているのです。この図式は、私は間違っていないと思うのですけれども、今の言った高所得者といってもそれほど高所得ではないので、そういったところについても今後は検討していかないといけないと考えますが、その辺はいかがで

しょうか。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） ご質問の第3回の仮算定における変更点でございますけれども、主なものといたしまして納付金算定の出発点となります北海道全体での保険給付費等の見直し、その財源となる国庫支出金等についても国が示しました平成30年度の見込み額に変更を行っております。また、当市において影響が大きいものとしたしましては、平成28年度と平成29年度の前期高齢者交付金等の精算を繰り延べし、平成32年度以降5年程度をかけて行うこととなっております。当市では前期高齢被保険者数が多いため、例年交付金等の返還対象となっており、これらの変更によって前回算定時の増加から一転して減少となったと考えますが、あくまでも平成30年度に限ったものと認識してございます。

所得階層の違いによりまして国民健康保険税の負担感の違いについてでございますが、お見込みのとおり現在の税率におきましては低所得者層では全道35市の中でほぼ一番低い税負担となっておりますので、その分一定程度の所得を持つ被保険者に負担していただいているのが現状となっております。平成27年度より軽減世帯に対する国の財政支援が拡充されまして、現在の低所得者対策に反映されておりますけれども、今後市単独では難しいかもしれませんが、国の財政支援の拡充等を求めながら被保険者への税負担の軽減策等について検討しなければならない、このように考えてございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 大きくは前期高齢者交付金の部分なのかなというふうに今思いましたけれども、これがまた2年分ですから、2年後入ってくると、また状況も変わってくるというふうに思います。本算定もまだ出ていけませんので、予断をもって言えない状況ではありますが、最終的には全道で一律の保険税、保険料率を目指していることは変わっていないので、そこがやっぱり一番不安な部分

なのです。ですので、28年度から繰越金の半分が基金に積み立てということもありましたけれども、単年度収支も気になってくるので、そういった基金の使い方も含めて対策のほうをしっかりと協議していただきたいと思います。

次の質問に移ります。②、市立病院について、ア、地域包括ケア病床についてお伺いをします。委員会では来年度から地域包括ケア病床を始めることを検討していると聞きました。近隣他市でも既に取り組んでいるこの地域包括ケア病床ですが、国の地域医療構想から北海道、また中空知と医療構想がつくられていく中で、赤平市でもあかびら市立病院新改革プランがつくられ、その中で取り組んでいくものだと思います。しかし、近隣市において公立病院が同じような機能を同じように取り組んでいくという現状は、果たして本当に地域医療の連携としてあるべき姿なのでしょうか。地域包括ケア病床の目的と市民に対する医療サービス、また病院にとっての経営への影響などについてお伺いをします。加えて、近隣との機能分担など協議があるのかもあわせてお伺いします。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） 地域包括ケア病床についてお答えをいたします。

市立病院では、北海道策定の地域医療構想を踏まえまして、本年3月、あかびら市立病院新改革プランを策定をしたところでございます。ご承知のとおり、地域医療構想では当圏域において2025年、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となることを踏まえ、急性期や慢性期病床が過剰供給となり、回復期病床について不足となる推計が示されております。こうした中、当院の新改革プランでは回復期医療病床の不足解消に向けて病床機能の一部転換を検討していくことを示してきたところでございますが、これら解消に向けた取り組みは中空知圏域地域医療構想調整会議で議論を重ねた上での各医療機関それぞれの判断による取り組みとなっているところでございます。しかしながら、それぞれの病院が独自性を

確立し、機能分担し、連携し合う理想像がある一方で不足病床数が二百数十ベッドであるとの推計を見たときに、回復期病床をそれぞれ増床したとしても現段階では十分な体制を整えるにはほど遠い状況であると考えております。

一方、市民サービスについてでありますけれども、地域包括ケア病床とは急性期医療を経過した患者さんや在宅において療養を行っている方の受け入れ並びに在宅復帰支援等を行う機能を有し、できる限り住みなれた地域で安心して生活を継続できるための医療を提供するためのものでありまして、当院にとりまして急性期、慢性期病床に加え、62時間の算定を可能とする幅広い患者層を受け入れることが可能となり、これまで以上に退院後の生活を見据えた治療を行えるものと考えております。また、現在の一般病床において比較的長期にわたる入院患者さんを治療することが可能となる一方で対象となる患者さんの診療報酬の改善も見込まれることから、経営的にも有利な影響を見込むことのできるものとなっております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 医療圏内で回復病床をそれぞれ増床してもまだまだ足りない状況なので、大丈夫だという内容だったと思うのです。ケア病床が設置されて、これまで以上の治療ができて経営的にもよくなるということでもありますから、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。ただ、やっぱり中空知地域全体で人口減少が進んでいる中、中核病院と同じ条件で推移をしていくとはちょっと思えないわけです。いずれ来るそういった圏内での病床削減ということも起きてくると思いますので、さらに医療圏内での機能分担、先ほど独自性を持っていくという理想もあるということですので、しっかり機能分担なども協議をして連携して行っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。イのリハビリ外来についてお伺いします。地域包括ケア病床を進めるに当たっ

て、リハビリ外来が縮小すると聞きました。市民の中にそれに対して不安の声があるということをお聞きしましたが、実際は入院リハビリや労働時間などの問題もあつたことだという説明を受けました。しかし、市民の不安の声があることは事実であり、その不安が解消されるものではなかったと思います。私は、市民が受けられる医療サービスをできるだけ減らさないようにしていくことが望ましいと考えますが、外来患者数の減少、空知管内はどこも同じような状況で人口減少から起こっており、決して赤平だけのことではないということですが、今回リハビリ外来を縮小すると患者離れにつながるおそれもあり、さらに外来患者数の減少に拍車がかかるのではないかと思います。リハビリ外来患者の不安に対してどのように対応をしていくのか、また段階的な縮小や、あるいは人員確保による縮小の回避などは経営にどのくらい影響するのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） リハビリ外来についてお答えをいたします。

リハビリ外来についてでありますけれども、外来で行う疾患別リハビリテーションには脳血管リハビリ180日、運動器リハビリ150日、廃用症候群リハビリ120日、呼吸器リハビリ90日以内が所定点数を算定することができるいわゆる標準算定日数が定められております。今後当院においては、地域包括ケア病床に限らず、入院患者の方に必ずしも十分なリハビリの提供ができていなかったこともあり、入院患者さんへのリハビリ提供体制の充実を図り、かつ地域包括ケア病床には専従のリハビリスタッフも必要となることから、来年度の新規採用を検討しているところでございます。外来に関しましては、近隣病院の状況もそうではありますが、あくまで標準算定日数という基本的なルールに立ち返ることでありまして、当然のことながらリハビリの必要な患者さんあるいはリハビリが有効と判断される患者さんにつきましては医師の診断のもと、引き続きリハビリテ-

ションを受けていただくことができるよう体制を維持してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、経営に関してであります。職員採用をすることで当然人件費相当分の費用が増加するわけですけれども、診療報酬上、現制度の中では収益的に有利な状況を見込むこともできる状況にはあります。しかしながら、この件に関しましてはこのたびの標準算定日数に係るものではなく、採用に関しましては将来の医療需要や市全体のニーズにも目を向けながら、将来的な経営や財政への影響など慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 来年度の新規採用を検討しているということでした。いろいろ日数を言われましたが、標準算定日数に戻すというのが基本だということでした。リハビリが有効と判断されれば引き続き受けられるということも確認とれましたけれども、確かに適正医療とか入院患者さんのリハビリが十分にできないということは改善していかなければならないことだと私も思います。しかし、今まで普通に受けられていたリハビリが受けられなくなる患者さんというのが、それは患者さんの問題ではなく、今まで当たり前のように受けられたのに受けられなくなるわけですから、市立病院側の問題だと思うのです。そこをケア病床で1人減になるから、人員をしっかりと確保して、その上で外来リハビリに来られる患者さんに丁寧な説明をして納得をしていってもらえるような、そういった取り組みをして、大きな変更をするようなことはぜひ避けていただきたいというふうにお伺いしたいと思います。患者さん離れや外来患者数の減少に拍車をかけるようなことにはならないように、十分に検討をいただきたいというふうに申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。③、介護予防・日常生活支援総合事業についてお伺いをします。ことしエリアサポーターが36名生まれ、昨年と合わせて113名とな

りました。生活支援サービスの対象は要支援1、2の方で、5月現在では189名対象の方がいるということですが、サポーター1人に対して1.67人となり、昨年の2.68人から手厚くなったということになると思います。市民の方々の安心も広がっていくのではないかと思います。もちろん全てのサポーターの方がいつでも活動できるというわけではないと思います。しかし、大変よい取り組みであり、地域包括支援センター、また社会福祉協議会の先駆的な取り組みであると評価がされると思います。しかし、初めて取り組んでいることから、活動の中で支援希望者とサポーターあるいはサポーター内においてトラブルや課題などが出ているのではないかと心配がされます。そういったトラブル、課題などはどのように把握されているのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

平成28年度よりエリアサポーター養成講座を開催し、28年度では77名のエリアサポーターが就任し、本年度も養成講座を受講した36名が新たに誕生しております。エリアサポーターの方々は、平岸地区、茂尻・百戸地区、住友・市街地区、文京地区、昭和地区、若木・幌岡地区の6地区に分かれ、各地域において本年4月よりボランティアとして高齢者の見守りや介護予防運動教室の開催などの活動をしていただき、その中で気づいた事項を社会福祉協議会や地域包括支援センターに連絡をしていただくなどの支援活動をしていただいております。

有償による日常生活支援サービスの実施に当たっては、地域包括支援センターで申し込みを受け、サポーターが実施可能と思われる支援を社会福祉協議会の生活支援コーディネーターにつなぎ、支援希望者と面談等を行って依頼内容を確認し、支援が可能と判断した場合はサポーターと相談と調整をし、可能な場合は支援の実施となりますが、サポーターが決して無理とはならない範囲の中での支援とし、利用者とのトラブルにならないよう注意を払ってい

るところでもあり、コーディネーターに聞き取りをした中では今のところトラブルになった事例は発生していないということでございます。

また、コーディネーターとは定期的に介護保険係と地域包括支援センターの職員との打ち合わせの場を設けており、事業を進める上で課題等の協議を行っております。この支援制度の実施に当たりましては、地域包括支援センター運営協議会の中に兼ねて協議体を設け、支援に関する検討をしていますが、より細部にわたって検討を要する事項に対応するために小委員会的なものを発足させることも今後検討していきたいと思っております。この支援制度は、まだ開始して間もない制度でもありますことから、今後支援対象者や項目の拡大など検討すべき課題がありますが、あくまでもサポーターの過度な負担にならない範囲の内容とするため、サポーターを含めた関係者と協議をした中で進めていきたいと考えていますし、サポーターの人数をふやす取り組みとしまして来年度以降の養成講座の開催と支援制度の周知について社会福祉協議会とさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 民間の生活支援サービスで、例えば余裕があれば支援希望の方のために行った行為がこの人はやってくれたけれども、あの人はやってくれないといったようなトラブルもよく聞かれます。そういったところも心配をしておりますけれども、今のお話ですと包括支援センターあるいは社協の生活支援コーディネーター、そしてサポーターの方で支援希望者の方がしっかり確認を合ってからサービスにつなげているということだと思います。そういった心配をされるトラブルがなかったということは確認ができました。

また、各地区の活動についても昭和地区の活動を先日私お伺いしましたが、会議を行って反省点を改善したりしながら、サポーター各自が無理せず、フォローし合いながら地道に広がっていく活動なのだ

ということを基本に、ゆる元体操やふまねっと、地域サロンなどを行っている、ことしもやっていくということをお伺いしました。そういった地区ごとの動きもすごく活発になってきていると思ひ、安心しております。ただ、ことしのエリアサポーターの平均年齢が70.6歳ということをお聞きまして、まだまだ若い人に浸透していないという現状も1つ課題なのかなというふうにも考えております。例えばサポーター養成講座の開催時期を考えるとか、そういった検討をしていくという考えは今後あるでしょうか、再質問をしたいと思ひます。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 確かにご指摘のとおり、議員さんみずからもサポーターにご就任いただいて活動をしていただくということで大変ありがたいと思っております。ご指摘のとおり若い方が少ないという現実問題としてございますので、やはり来年度以降の養成講座の開催の中で若い方に出席をいただくような形、どのような方法がいいのかということも含めて社会福祉協議会と今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 この70.6歳というのは、全国の男性の健康年齢が70.4なので、それよりも上なのです。ということですので、赤平市はそれだけ元気な高齢者の方がたくさんいるということですから、高齢者の方々の生きがいや健康年齢を延ばす役割としてもこれはいい取り組みだと思いますので、そこもあわせて若い方にも普及していくようにしっかりと取り組んでいっていただきたいというふうに思ひます。

以上で私の質問を全て終わります。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

質問順序2、1、遊休公共施設について、2、地方創生総合戦略について、3、防災対策について、議席番号7番、伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 通告に基づき質問いたしますので、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

大綱1、遊休公共施設について、①、旧住友赤平小学校に係る借地料についてであります。本来であれば、決算委員会での質問になろうかと思ひますが、この後の私の質問にかかわると思ひますので、質問をさせていただきます。赤平市にある借地料を支払っている遊休公共施設の中で、旧住友赤平小学校の借地料に関しては赤平市と住石マテリアルズ株式会社との契約で評価額によって決められていると思ひますが、評価額の見直し、更新時期についてはどのようなになっているのでしょうか。

また、菊島市長は借地料を年間700万円支払っていると住民説明会において再三説明しておられましたけれども、平成29年度の土地借り上げ明細表には600万円弱の586万6,527円となっております。この約100万円の違いについてはどのようなになっているのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 旧住友赤平小学校に係る借地料についてお答えいたします。

旧住友赤平小学校につきましては、平岸、茂尻、住友赤平の3小学校統合によりまして平成26年3月に閉校したところでございますけれども、隣接の炭鉱資料館及び学校内にも炭鉱関係資料が保管されておりますことから、現在においても住石マテリアルズ株式会社との間で年額586万6,527円で土地の賃貸借契約を締結してございます。土地の賃貸借契約は、本市が借りる場合には課税評価額を参考といたしまして、あくまで双方が協議して契約を締結する民法上の契約となりまして、双方疑義がない場合は1年ごとの自動更新になります。したがって、その価格につきましては炭鉱資料館等の移設が完了して

いない現時点におきましては本年度当初契約時と条件の変更がなく、今後移転が完了するなど諸条件が変更する時点において協議してまいりたいと考えてございます。

なお、100万円分の違いについてでございますけれども、旧住友赤平小学校の分といたしましては議員ご指摘のとおり586万6,527円でございます。市民の皆様には市として誤った数字を説明したことに対しましては率直におわび申し上げる次第でございます。本来でありましたら、旧住友赤平小学校分の年額586万6,527円で説明すべきところでございますが、私ども事務方から市長への説明の中で旧住友赤平小学校の教員住宅分、これが年額106万2,586円、これを含めて約700万円という説明をいたしましたことから、結果市長には市民説明会の中で市民に対しまして誤った説明をさせてしまったものでございます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 今の答弁で、本市が借りる場合には課税評価額を参考として、1年ごとの自動更新になるということを確認しました。住石マテリアルズ株式会社との借地に関しては、700万円ではなく600万円弱ということで、面積などから見ても旧住友赤平小学校の借地料だけがほかの借地料と比較しても特別高額な金額ではないのかなと思われませんが、住民説明会において100万円の違いについて、市長の認識不足ではないのでしょうかと、そういうことをちょっと言っておきたいと思えます。それで、市民説明会などにおいて数字などを説明する際には正確に伝えていただかなければ、そのことにより行政施策が左右されることも考えられるため、もっと慎重に説明をしていただきたいと思います。

続きまして、②、旧住友赤平小学校の除却時期についてであります。菊島市長は、各団体の新年会及び3月9日の茂尻東公民館、4月11日の文京生活館の炭鉱遺産公園の住民説明会において、旧住友赤平小学校の借地料に700万円支払っている、今600万と

訂正されましたけれども、説明会では700万円支払っている。旧住友赤平小学校に展示している炭鉱資料を新しく建設するガイダンス施設に移すことにより、使用しなくなった旧住友赤平小学校を除却し、その借地料の700万円をガイダンス施設の運営費に持っていけば持ち出しが少なくなると、そういうような説明をされておりました。そして、市民の皆様への負担にならないように処理をしていきたいとガイダンス施設建設に対する理解を求めています。来年には、ガイダンス施設は完成することになっております。赤平市民に再三説明している旧住友赤平小学校を除却して、その借地料を活用することであれば、当然のことながら除却時期について赤平市でも検討していることと思われませんが、どのようになっているのでしょうか。また、1年ごとの自動更新ということであれば、住石マテリアルズ株式会社と除却の件については協議していると思えますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 旧住友赤平小学校の除却時期についてお答えいたします。

先ほどの旧住友赤平小学校の借地料についての答弁の中でも触れさせていただきましたが、旧住友赤平小学校の除却につきましては旧住友赤平小学校に保管している炭鉱資料等の移設が完了し、賃貸借契約の必要性がなくなり、かつ契約相手方との契約終了についての協議が調った段階で解体、除却の実施設設計及び工事を行うことと考えております。したがって、旧住友赤平小学校の除却時期につきましては大型建設事業や市全体の遊休施設における解体、除却とあわせて検討し、計画的に進めてまいりたいと考えております。旧住友赤平小学校につきましては、可能な限り早急に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ちょっとただいま答弁いただきましたけれども、今の説明では除却についてはまだ検討していないとのことだと思いま

す。検討もしていないことを住民説明会において市民にちょっと説明したのでしょうか。

また、本来は特定財源でないのに旧住友赤平小学校の除却による借地料の700万円をガイダンス施設の運営費に活用するとの菊島市長の発言は不適切であったと思いますが、どのような意図で市民に説明したのかを市長にお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 旧住友赤平小学校につきましては、学校としては使用していないことから、敷地につきましては借地としての必要性が失われているというふうに認識しております。このようなことから、解体、除却を早急に進めていかなければならないという、そういう強い思いから、時期については触れておりませんでしたけれども、市民説明会において除却について説明したものでございます。

また、現在借りております旧住友赤平小学校の借地料をガイダンス施設の運営費に活用するという発言でありますが、借地料の負担であり、特定財源ではございませんので、市民の皆様には誤解を招いたということであれば率直におわびを申し上げたいというふうに思います。しかし、敷地については賃貸借契約の終了の協議が調いまして、早急な解体、除却を実施し、契約終了となれば市全体の予算から見ると負担が軽減することから、ガイダンス施設の運営費の活用にもつながると、そういう意味からの発言でありますので、この点ご理解をいただければというふうに存じます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 今市長から答弁いただきましたけれども、市長の思いはわかるのですけれども、やっぱり一般市民の説明会においてああいう説明をされると、ちょっとやはり行政のことをよく知らない人は勘違いするのではないかと思います。借地料を支払っている遊休公共施設は、できるだけ早く除却ができれば私もよいと思っています。そのことによって、少しでも市の財源がふえると言ったらおかしいですけれども、市の財源が確保

されるのであれば、それは好ましいことだとは思いますが。ただ、先ほども言いましたが、市民に誤解を招くような説明はやはりいかなるものかと思いません。今後もさまざまな施策を行う上で、市民合意が得られなくなることにもつながると思いますので、行政のトップとしてもっと慎重な発言を心がけていただきたいと思います。以上でこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、大綱2、地方創生総合戦略について、①、移住者・転出者への対応と検証についてであります。地方創生総合戦略において、人口減少対策として赤平市においてもさまざまな施策を検討して行っています。ほかの自治体にもまさるとも劣らないと思っています。しかしながら、財力的に体力のある自治体がさまざまな施策により勝ち残ると、これは新聞でも報道されておりました。私も同じ施策をやっていく上では、やっぱり財力的に体力のあるところが勝ち残るのではないかなというふうに思っております。各自治体、どこも同じような施策で苦慮していることと思いますが、移住、定住政策の検証については赤平市でも行っていると思います。転出者の検証については行っているのでしょうか。私が耳にするのが保育所に希望どおりに入所できない、教育環境に不安を感じているという子育て世代の話、また高齢化により交通手段に不便を感じる、冬の除雪作業ができなくなってきたなど、そのことにより便利な都会や身内のいるところに転居するなどの話が聞こえてきます。せっかく住宅費、家賃費などの助成、医療費の高校生までの無料化、保育園の第2子の無料化、大学生の学習支援ボランティア活動、高齢者の除雪費助成などを行っているにもかかわらず、このような理由などから赤平を離れていった方や離れることを考えている方がおられるという話を聞きます。人口減少対策としてさまざまな施策を行っているのに、移住政策だけに目を向けるのではなく、転出者に対しても目を向け、転出者が減るようにしなければならないと思います。ほかの自治体では、転出者に対しアンケート調査をしていると

ころもあります。本当に市民が望んでいる政策ができてきているのか、政策や支援など市民に周知され、機能しているかなどを調査し、そのような理由での転出者が減少するように検証していくべきではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 移住者、転出者への対応と検証についてお答えいたします。

人口減少対策として、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略を作成いたしまして各種施策を実施しているところでございます。また、他の自治体でも同様に総合戦略によりまして各種施策を実施しているところでございますが、赤平市を含め転入より転出が多い転出超過となっている市町村がほとんどであると考えております。このようなことから、転出者に対しまして転出理由等についての調査を来庁された際にアンケート形式にて実施している市町村があると認識しております。当市におきましても転出理由等を把握することは、今後の人口減少対策を展開する上で有効な資料となることから、調査内容について関係する所管課と協議、検討してまいりたいと思います。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 転出者に対する調査を実施し、検証している自治体も多くあるものと思われま。ただいまの答弁で、担当所管と協議、検討してまいりたいとのことでしたが、転出者の取り扱い所管は市民生活課だと思えます。

それでは、ちょっと市民生活課にお聞きしますが、転出者に対してアンケート調査をしている自治体が多くあるようですが、赤平市でもチェック方式の簡単なアンケート用紙を作成して転出届等の手続をしている待ち時間の間に協力していただくことも一つの方法だと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 転出者等のアンケートとのことですが、3、4月ごろの異動時期につきましては窓口も混雑いたしまして、その

場で説明、記載し、回答いただくことは難しいと思いますので、担当課のほうで先にアンケート用紙を作成いただきまして、住民異動届の提出時にお渡しして後日ご回答していただくなど工夫が必要ではないかなというふうに感じています。また、このほか住民異動の状況につきましては、住民基本台帳システムを活用いたしまして異動された方の年齢別の状況などを統計化いたしまして把握することができま。すので、このような資料を活用いたしまして関係団体に状況を伺うなど、担当課における事業の検証に役立たせることができるのではないかと。いうふうに思いますので、さきにお話のありましたアンケート用紙の配付を含めまして協議を進めてまいりたいと、このように考えてございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 赤平市も転出超過になっていると思えます。移住者の検証についても大事なことですけれども、やはり転出者の検証も行い、各担当課で、担当所管で連携して人口減少対策に取り組んでいただきたいと思えますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。以上でこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、大綱3、防災対策について、①、災害時の住民周知のあり方についてであります。8月に防災訓練が実施されました。地域住民参加により今後も訓練をすることにより、さまざまな問題点を検討して、より安全にスムーズな避難ができるものと思っております。その中で気になったことが緊急災害時の住民周知のあり方についてです。当市では、消防サイレンの周知のみだと聞いておりますが、サイレンの音だけではどのような災害で、どのような対応をしたらよいかわかりづらいことや住んでいる地域によってはサイレンの音が聞こえづらいことなどがあると思えます。また、8月29日は長距離弾道ミサイル発射によるJアラート、緊急情報伝達がありました。本日の新聞報道にもあったとおり、携帯電話を持っていない方や理解されていない方もお

られ、また各自治体でもJアラートの問題点などが多く報道されております。全国的に高齢化率が高くなっており、高齢者が多くなっている本市においてももっとシンプルでわかりやすい周知方法を検討していかなければならないと思います。異常気象による災害なども多くなってきている中で、小さな子供から高齢者まで誰もがわかりやすい音声による住民周知を行うべきだと思いますが、今後の考えについてお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 災害時の住民周知のあり方についてお答えをさせていただきます。

地域住民への災害時等の周知方法につきましては、現在本市では消防サイレンでの周知のみで防災無線の導入がされていない状況であり、8月29日の長距離弾道ミサイルによるJアラートの利用がされたのが記憶に新しいところであります。近年災害だけではなく、長距離弾道ミサイル等の発射への対応など地域住民への伝達事項がふえる中、高齢者の多い本市においてはサイレンだけではなく音声による住民周知などJアラート以外の伝達手段についても検討してきたところであります。今後具体的実施に向けて防災無線の設置についての情報収集を行い、地域住民への効果的な伝達手段として導入できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 近年、やっぱり異常気象による自然災害が多発しております。また、今答弁いただいたように自然災害だけでなく、長距離弾道ミサイル等の発射の対応なども考えられるため、費用がかかる部分もあると思いますが、住民周知への対策については早急に行っていただきたいと思っております。

続きまして、②の災害時の職員の服装について質問をいたします。8月26日の本市の防災訓練において、自衛隊員、警察署員、消防署員、消防団員、市職員による市民の避難誘導など、各関係者がそれぞ

れの立場で訓練を行ってまいりました。当然のことながら、赤平市それぞれの地域に災害が発生したときには各関係者も現地に行かれるものと思います。今回市職員の服装は統一されておらず、腕章のみをつけて訓練に参加されてまいりました。市職員と識別するものは腕章だけであり、腕章は災害時の作業時には邪魔になったり、事故につながることも考えられます。遠くから見て市職員であると市民が認識しやすいように、市章あるいは赤平市と文字が入っている統一された作業着があってもよいと思います。それぞれの服装で各災害地域にいても市民が市職員であるとすぐには認識できないと思います。緊急時に災害時活動を円滑に行うためにも認識しやすい統一した服装にすることについて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 災害時の職員の服装についてお答えをさせていただきます。

先日の総合防災訓練でも着用してまいりましたが、現在災害時において服装から市職員と識別するものは腕章のみとなっています。近年、北海道や他市の状況を確認しますと腕章のほか、チョッキタイプのものや自治体名の入った帽子、作業着が使われております。本市においても地域住民が市職員と容易に識別できることにより災害時活動がより円滑に行える効果もあると思われまので、今後どのような服装が適当なのか資料収集等を行い、導入に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 最後になりますけれども、災害時に市民が市職員とすぐに認識し、安全な行動がとれるようにぜひとも検討して導入していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで私の質問を全て終了させていただきます。

○議長（北市勲君） 質問順序3、1、炭鉱遺跡活用について、2、空知産炭地域総合発展基金につい

て、3、学校教育の充実について、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づき一般質問を行いますので、答弁のほどよろしくお願いたします。

大綱1、炭鉱遺産活用について、①、炭鉱遺産活用政策の遂行について、ア、政策会議の経過についてであります。現在炭鉱遺産活用の政策は、ガイドランスの建設が来年3月に完成予定として推移しておりますが、まだ私なりに合点のいかないところがありますので、再度質問してみたいと思います。平成28年の新年交礼会で、市長の挨拶の中に赤平炭鉱立坑やぐら取得の話があり、そこに端を発し、現在炭鉱遺産活用政策が遂行されておりますが、当時市長部局と住石マテリアルズ社との間で内々で譲渡交渉が行われ、結果解体費用は当市負担が予想される譲渡に至ったわけでありまして、課長クラス全員参加による庁議での立坑やぐらの譲渡に関する政策会議がなかったようであり、また市議会には正式提案として諮られず、うやむやのうちに譲渡となったところであります。結果として、無償譲渡と言いながら解体費用推定約2億円から2億5,000万円が当市負担と予想されるわけでありまして、内々での交渉だっただけに足元を見られ、解体費用は押しつけられたかにも思えるところでございます。また、課長の全体会議とも言える庁議がなかったことは、私が後から調べた結果わかったことではありますが、なぜ一部の市長部局だけの取得作業となったのか、経過について改めて伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 炭鉱遺産活用政策の遂行について、政策会議の経過についてお答えいたします。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中で炭鉱遺産公園整備が重点施策として位置づけられ、行政内部の連携も重要となることから、施策ごとの主管及び副主管担当課を決定いたしまして、関係する全ての課長へ経過等を十分協議、確認し、総合戦略

として取り組んできたところでございます。また、炭鉱遺産活用基本構想案の策定に当たりましては、市民説明会のご意見等を踏まえた関係3課と理事者によります打ち合わせも複数回にわたり適宜開催し、基本構想が完成したところでございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの説明の中で、施策ごとに会議は開催したということでございますけれども、肝心の全体での政策会議とはなかったようでありまして、そのことから市長への不信感や不協和音が私には感じ取られたところでございます。

地方自治法第96条第1項9号に、普通地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないとしており、その9番目に負担付きの寄附又は贈与を受けることとあります。わかりやすく言いますと、住石マテリアルズ社に解体費用ができたので、立坑を解体しようとした。その住石マテリアルズから譲渡されたということは、その会社の解体費用を赤平市が肩がわりしたということになるわけでありまして、これは市民に大変な負担義務がかかるわけでございます。議会の承認が得られなかった場合は、この譲渡は無効になるのかどうかということでありまして、また、自治体が民間会社と譲渡契約を結ぶ場合、契約締結に当たっては議会の議決が必要になる場合がありますが、立坑譲渡の場合はこれに該当しないのかどうかをあわせて伺います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 住石マテリアルズと赤平市によります立坑やぐらの譲渡契約については、無償譲渡の契約となっております。議会の議決が必要となる契約や財産の取得または処分につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定されておりまして、予定価格2,000万円以上の規定とされておりまして、議会の議決を要しないと認識してございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁

で、議会決議を必要とする場合は取得価格を2,000万円以上という規定条例のみを今強調されておりますけれども、それは本当に木で鼻をくくったような納得のいかない答弁であります。

無償譲渡のその先には、重要文化財を目指して実現した場合は推定約10億円前後かかると。実際には8億8,000万円がここで計画されているわけでございますけれども、それ以上の出費を伴う事業が待ち受けているということでございまして、そのことが実現なき場合は10年、20年先の市民が推定2億円という解体費用を負担することになるわけでありませう。立坑やぐらを当市名義とすることにより、超高齢化と人口急減が避けられない当市において管理費用と将来の膨大な除却費用を負担しなければならないことは確かであります。無償で譲り受けるからとして、譲渡後に発生する費用負担をあえて伏せ、第三者機関による費用鑑定の公表もなく、市議会に正式提案せずに取得契約を結んだということは市民の目から見て不自然な動きに映り、いろいろな憶測、疑惑を持たれても反論できないのではと思われませう。

立坑やぐらという大型物件の無償譲渡については、将来的な維持管理に莫大な費用を伴うことはわかり切っていることございまして、ましてや壮大な夢を持って取りかかる構想を持っているのであれば、条例を度外視しても市議会に正式提案するべきであったのではと思われるところでございませう。このことは、市民を代表する市議会への信義則であり、議会軽視ではないでしょうか。私は、この信義則を守ってほしいということを訴えているところでございませう。市民に最初から情報が開示されていれば、高額な公費負担や維持費の伴う事業には当然反対されていたことと思われませう。このことは、市民説明会に如実にあらわれております。行政として庁議に諮れない何か特別な理由があったのでしょうか。譲渡調印の前に議会で議論されると都合の悪い理由があったのでしょうか。また、市民に十分情報が開示されないままに議論が進められたことについては、

議会もチェック不足、議論不足として反省しなければならなかったことと私自身も反省しながら思っているところでございませう。しかし、健全な市政執行において行政と議会は1軸両輪と言いますが、法律や議会対策を熟知しているはずの所管の課長がおりながら、このような経過をたどったという理由は何だったのかお尋ねいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略でございませうが、市民の政策提言や中学生のアンケートを参考にいたしまして、有識者を含めた市民代表者の会議で協議いたしまして炭鉱遺産公園整備が重点施策として位置づけられ、炭鉱遺産の世界遺産登録等の研究が中長期施策として位置づけられました。その公園整備の中で、立坑はメインとなる施設でございませう。総合戦略の中でも市民の皆さんにお諮りしております概要版につきましても全戸配布をいたしまして周知をさせていただいており、一定のご理解はいただいていると考えているところでございませう。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁は、その言い分はそうにも私も受けとめておりますけれども、しかし非常に上手な言い回しをしておりますけれども、行政上の手続、手順を省略し、とどのつまりは事案を拙速に取り組み、急ぎ過ぎたのではないかということではないでしょうか。私はそう思っております。

次に、市民説明会の経過を無視したような取り組みに庁議の過程でどのような議論がなされたのか伺います。市民説明会では、国が赤平市の政策を認めてくれたのだから何が何でもやらせてくださいという市長の説明ではありましたが、市民の強い反対に遭い、市長は5億円を削除したわけでありませう。しかし、文化財指定を目指すということから8億8,000万円は据え置かれ、市長の事業計画は貫き通すということになったわけでありませう。4会場における市長の説明内容に賛成の意見はなく、ガイダンスの建

設さえも反対されている、なのになぜであります。市民の声も市長答弁も会場に居合わせた全ての課長さんたち、皆さんは聞いていたはずです。このときの庁議の内容は、どのような議論であったかは私も知るよしはありませんけれども、広報あかびら5月号に「地方創生炭鉱遺産の継承と活用」と題して市民説明会の特集が組まれました。反対意見とともに財政、財源を中心にほとんどが事業に対するの先行き不安や疑問の声が多いわけでありまして、これは、5月号の広報に載っているわけでありまして。

市長は、市民の声を受け入れ、今後の炭鉱遺産に関する計画は白紙に戻し、立坑やぐらの見守り保存に徹する決断をするのではと私は思っておりました。がしかし、広報あかびらの質問において総事業費17億円をかけてまで行う事業かと、そのような市民の質問にというくだりの答弁であります。まずはガイダンス施設の建設、その後は市民の意見をしっかりと伺いますとしております。市民の声を聞く説明会の機会をどのような形でこれから広げていくのでしょうか。このときは4カ所でありました。さらにふやして、いろいろと説明していかねばならないかと思っております。市民から信頼される市役所となるためには、何事にも情報の開示と説明は欠かせないわけでありまして。このところは、市長答弁をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 炭鉱遺産の活用基本構想につきましては、基本方針として10年後に目指すべき姿を具体化するため、5つの基本方針を記載しております。5年間の成果と反省を検証いたしまして、6年目以降に新たな整備方針を検討するというようにしております。立坑とその周辺施設を含めた炭鉱遺産につきましては、最終的には重要文化財の指定を目指すものでございまして、この重要文化財指定につきましては最短でも5年かかるというふうにされておまして、基本方針にある5年間の成果と反省の検証の中でも議論をさせていただき、あわせて住民懇談会等においても情報等について可能な限

り開示をさせていただきます。十分説明した上で市民のご意見をしっかりと伺ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今の説明でわかりますけれども、重要文化財、これは5年ごとですよ。5年、10年先の検証ということで必要になってまいりますけれども、この結果責任は10年後、それ以上のこととなりますと誰が責任をとるのでしょうかと、このようなことでもあります。このたびは、市民にとっていかに情報の開示、情報提供の大切さを感じさせる事象ではなかったでしょうか。大切な市民の税金を使うことに内々での交渉事は、絶対にあるべきことではありません。市民の声にしっかりと耳を傾けての行政判断を要請して、この項の質問を終わります。

○議長（北市勲君） 若山議員、次の質問は午後からにしてよろしいですか。

○5番（若山武信君） はい、わかりました。

○議長（北市勲君） では、暫時休憩いたします。
(午後 0時06分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 引き続き質問させていただきます。

イ、炭鉱遺産の所管課についてであります。炭鉱遺産の当初の取り組みにおける所管課は企画財政課、機構改革後の人事異動後は企画課であったはずであります。なぜ途中から社会教育課なのか。私も仕事の内容によっては、関係する所管がその都度変わるのはいくら程度理解しておりますけれども、このたびは仕事が人について回っている感じがしてならないわけでありまして。今後の炭鉱遺産活用において、私個人では将来への展望は難しいと判断しておりますけれども、しかし遠大な事業計画であります

ので、仕事の所管や内容が複数にわたるわけですが、失敗しても責任は誰もとらないという仕組みにならないよう、このことを気をつけるべきではないかと思っております。市民への最終責任は市長にあるわけでありましてけれども、取り組み事業への総合的責任所管課を明確にしておくべきであると思っておりますので、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 炭鉱遺産の所管課についてお答えいたします。

炭鉱遺産活用基本構想の策定につきましては、企画課が中心となって取り組んできたところでございます。個別具体的な取り組みとなります立坑等周辺施設などの炭鉱遺産とガイダンス施設につきましては、基本構想の中にも当然記載されている箇所がございますけれども、立坑等につきましては重要文化財の指定を目指すことやガイダンス施設という性質上、炭鉱遺産活用基本構想に基づきまして社会教育課が所管となり、文化財化に向けての具体的な作業やガイダンス施設の開設準備を進めているところでございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕立坑やぐら取得問題が発生してから、当初より文化遺産への取り組み構想があったわけでありまして、本来社会教育課が責任所管課となるべきではとの思いがありましたけれども、筋道が違うような気がしております。そういう意味では、企画課が中心となって事業を推進していくということで決まったのであれば、それもやむなしということで理解いたします。

②、遺産活用への判断と住民合意についてであります。立坑やぐらは、炭鉱のシンボルでもあると同時に、その歴史において殉職された人たちの墓標である、墓という意味、墓標であると言う人たちもおります。炭鉱で働いてきた人たちから見ますと、産業遺産としての扱いであれば理解できるわけでありましてけれども、多額な投資をし、文化財として観光に利用するというだけでは全く意味が違ってまいり

ます。

当市には、4つの大手炭鉱がありました。その中で、豊里炭鉱の遺産が私の町内、宮下町の生活館にパノラマとして展示されております。閉山当時のヤマの仲間たちが大変な金額を集め、制作したとのことでも大事にしており、これが本当に魂のこもった炭鉱遺産であり、将来的には市が管理すべきものだとも思っております。住友の立坑は閉山当時、会社に処理能力がなく、現在に至り解体費用の工面ができたので、やっと処理することになっただけで、残すべくして残っていたわけではありません。群馬県富岡製糸工場跡のように、創立者の意思を重んじた会社が莫大な私費を投じ、保存したわけと全く違います。多くのヤマの仲間やもとの会社幹部、また職員の方々にも意見を聞いてみましたが、皆さんは私と同じ意見でありました。ただ、ヤマの思い出を大切にしている人たちも少数ではありますが、いることは事実でありまして、これは私も認めているところでございます。

ガイダンス建設では、市議会は5対4の僅差で可決、4カ所の市民説明会では全てが説明内容に反対でした。現在提起されております炭鉱遺産活用の事業は、将来への夢はあっても根拠の定まらない事業であり、維持費などを含め財政負担が大き過ぎるわけでございます。夢を語る学者とそのリスクを心配する学者がいます。先月の私たちの議員研修会では、講師は観光事業というのは利益なくてはあり得ないと言っております。生産性の問題だと思っております。炭鉱遺産活用事業は、将来にリスクだけが残ることになるのではないのでしょうか。大きな荒波にもまれ、やっと脱出できたばかりのこの赤平丸を新しい船長さんは多くの市民の声を振り切り、進路を誤ったと思いつつもかじをとり直せず、あえて荒波へ向かっている、そんな気がしてなりません。炭鉱遺産活用に対する市長の政治的判断と住民の考え方には大きな隔たりがあり、合意には達しないと思われま。来年ガイダンスができ、今の状況での見守り保存であれば皆さんはそれでよしとすることでしょう。市

民生活の安全、安心の基本である企業対策、これは雇用対策にもなるわけです。そのほかに子育て支援、高齢者福祉、教育環境の整備などが優先され、充実した上での提案であれば住民の合意が得られるはずでございます。しかし、今回のような強引な遺産活用への政策判断には、議会は認めたかもしれないが、俺たちは認めない、住民投票が必要であるという声もそれなりに聞こえてまいります。このことについて政治生命をかけて取り組まれている菊島市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 遺産活用への判断と住民合意についてということでございます。

遺産活用への判断と住民合意については、立坑やぐらにつきましては炭鉱のシンボルとして、ふるさとを認識する市民のランドマークという認識のほか危険を伴う炭鉱労働により殉職された方々や家族の皆様にとりましては察するに違ったお気持ちにあると感じているところでございます。赤平市炭鉱遺産活用基本構想にかかわる市民説明会を開催いたしまして、厳しいご指摘、厳しいご意見を頂戴いたしました。当初の計画案の事業費総額は17億5,663万円で、この点が市民の皆様方の不安が大きかったものというふうに考えてございます。しかし、市民説明会の中では立坑、坑口浴場、ガイダンス施設も含めて、この部分は理解するけれども、周りのスポーツゾーン、遊びのゾーン、パークゴルフ場など総額5億100万円をかけて炭鉱遺産周辺に整備しなければならないものなのかということが総体的なご意見だったのではないかと考えたところでございます。そこで、いただいたご意見と炭鉱遺産活用検討協議会の考え方を踏まえまして、総額5億100万円の事業費を全額削除をいたしまして基本構想が完成したところでございます。議員のご指摘のとおり、炭鉱遺産活用に関する政策判断に対する違ったご意見があることも十分承知しておりますけれども、今後の経過を見守ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今の答弁、一定程度の理解はできますけれども、しかし私は炭鉱で働いてきた人間であります。自分たちの仕事をしてきたスクラップに莫大な税金を投入し、将来の赤平市民の皆さんに迷惑をかけられないというのが基本でありまして、炭鉱遺産活用については炭鉱閉山時の組合執行委員を代表して私はここに立っているつもりでございます。元組合役員の皆さんは、立坑に金をかけるのは全員が反対であります。ですから、炭鉱遺産活用計画に関しては私の責務としてしっかりと見きわめていかなければならないと思っております。今後も引き続き議論を重ねてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次、大綱2、空知産炭地域総合発展基金について、①、制度の廃止と今後の対応についてであります。昭和47年11月、北海道産炭地域振興基金協会が設立され、昭和62年8月、北海道産炭地域振興センターを経て平成4年の6月に空知産炭地域総合発展機構を設置となったところであります。このことから空知産炭地域総合発展基金、新旧という財源がございますが、その基金により多くの産炭地は基盤整備や企業支援に役立てて重宝されてきたところでございますけれども、本元であります空知産炭地域総合発展機構が10月で終わることになりました。釧路地域は、コールマイン炭鉱がまだ稼働しており、この制度は今後も継続するとのことでございます。現在空知炭鉱市町活性化推進協議会会長は上砂川町長であります。機構が廃止となった今産炭地5市1町の考え方はどうなっていくのか、今後どのようにして対応、対策を立てていくのか、赤平市としての考え方を伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山涉君） 制度の廃止と今後の対応についてお答えいたします。

ことし5月に開催されました一般社団法人北海道産炭地域振興センターの定時総会におきまして、空知の5市1町が対象の空知産炭地域総合発展基金が

完了したことから廃止処分となり、産炭地域投資育成事業基金についても保有株の譲渡が完了したことなどから廃止処分とし、残余財産については出資者、計38団体でございますが、これらに対しまして特定寄附として返還により処分することとなったところでございます。産炭地域におきましては、いまだにさまざまな課題を抱えておりまして、自立的な経済、社会システムの構築のため産業基盤の整備や新産業の創出、雇用機会の拡大などに取り組んでいくことが重要であると考えております。これまで25年間続いた産炭地という特定の枠組みの振興策である基金は終了いたしました。今後は国や道の施策を活用しながらさまざまな課題に対応してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で理解するところでございます。私たちが産炭地議員連絡協議会というのがございまして、これも地域と連携をとりながら陳情行動なども行ってまいりました。中央行動をしてきたわけでありましてけれども、今後この問題につきましても地域といろいろ相談しながら足並みをそろえていかなければならないのかなど。そういうことで、解散となれば我々も重大な決意をしていかなければならぬのかなど、そんなつもりでおりますので、解散しても産炭地ということでは続けてやっていけるものがあればと、こんなふうに思っておりますので、よろしくまたお願いしたいと思います。

次に、大綱3、学校教育の充実について、①、学力向上の妨げになり得る貧困の連鎖についてであります。私は、今まで子供の学力向上のために学校環境の変化や教育者の養成等に力点を置いた議論をしてまいりましたが、親の貧困が義務教育の貧困に大きく影響し、学力の低下を招いていることを複数の子供の生活環境を通して改めて認識させられたところでございます。2012年から2014年にかけての厚労省白書や各大学の研究者がまとめた著書の中で貧困の連鎖について述べられている内容がこの赤平にも

当てはまっていることとございます。

対策の一つに、見えない貧困を可視化するべきとしており、日本の子供の6人に1人が貧困であるとしております。年収から見た貧困とは、妻1人、子供2人の4人家族で月25万円、年収305万円未満が貧困層となり、税引きの可処分所得は275万円、共稼ぎして月23万円が家族の使えるお金でございます。ひとり親家庭では、もっと厳しい状況に置かれており、母親1人、子供2人の家庭で新聞もとれないという実情は私も耳にしております。貧困層の親は、仕事が厳しい、お金がない、時間がないということであり、そのような中で子供の貧困対策を頑張れば報われるか、そういうふうに思っているかという質問に対しては思わないとかやや思わない、このような結果が出ています。ですから、貧困家庭はどこかで行政の手を差し伸べないと、次の世代にははい上がれないということになります。昔流に言いますと、貧乏人の子はいつまでたっても貧乏人という連鎖であり、赤平市がそれに該当ということではいまだかつて炭鉱町の宿命なのかなと、こんなふうにも思うところでございます。当市における貧困の連鎖について、考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 学力向上の妨げになり得る貧困の連鎖についてお答えいたします。

教育委員会としましては、保護者世帯の貧困の状況については準要保護児童生徒数の割合等を通して把握しているところであります。

なお、就学援助の最近5カ年の傾向につきましては、本市の要保護、準要保護児童生徒数の割合は平成24年度が31.8%、平成25年度が32.2%、平成26年度が27.3%、平成27年度が25.4%、平成28年度が24.0%となっており、これに対し全道平均は23%前後、また全国平均は15%台で推移しておりますことから、本市はいわゆる貧困傾向が高いと言わざるを得ません。また、本市における準要保護の認定基準1.5倍に対し、他市のほとんどが1.1倍から1.3倍でありますことから手厚く手だてしており、今後におきま

しても特段の事情がない限り手厚く手だてしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁の中に、就学援助の最近5カ年の傾向について述べられました。この中で、全国平均は15%台で推移し、全道平均は23%前後ということで、この数字を見るときに赤平市の場合は24%、25%ということですので、いかに貧困の度合いが高いかということとを再認識するところであります。しかし、準要保護の認定基準を他市から比較し、赤平は1.5倍ということと非常に高くするなどの救済措置をとっているということも事実と思っておりますので、そのままこのことは継続してやっていただきたいと、このことを強く要請しておきたいと思っております。

また、貧困の再生産と教育保障との矛盾についてであります。子供が子供として生きる権利があり、子供らしい家庭生活を過ごすことができないケースもあります。子供が弟妹の面倒を見て、自分には自由時間のない事象も実際にあるわけでありまして。遊びもスポーツもクラブ活動もできない状況下に置かれ、戦前戦後のような貧しさの再現を思わせます。実際に私ごとでありますけれども、私は長男でありましたから小学校3、4年生のころ、一番末の妹を背中に背負わされて、遊びの中に入れて、寂しい思いをした記憶がございます。そういう意味では、昔は子だくさんでそれが当たり前時代でありましたけれども、今は違います。現在は、すぐにひきこもりやいじめの対象となり、場合によっては不登校にもつながり、最悪の場合は自殺にまで追い込まれたりしている、こんな実態もあるわけでありまして。このことをどう捉まえているのでしょうか、伺いたいと思っております。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

いじめ、ひきこもり、不登校につきましては貧困が主な原因とまでは言えず、子供社会の人間関係あ

るいは家庭における養育環境等に起因するなど複合的なものと考えております。もちろん家庭における貧困が背景にある場合もございますので、それぞれの事情を踏まえた個別的な対応が必要であり、大事なことであると考えております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁にありますように、それぞれの事情を踏まえた個別的な対応、こういうことが必要でありますので、子供たちの生活実態をしっかりと現場として把握して、子供たちが子供らしい生活を送れるよう温かく見守っていただければと、このように思うところでございます。

また、親は親として生きる権利ということなのでしょうか。共稼ぎにしても低収入、生活がぎりぎりでも酒は飲み、飲んだら子供の面倒までは手が届かないという実態でほったらかしいいいますか、こういう昔のままのところもあるわけです。このことは、家庭環境により若干の差はありますが、現実の話であります。このような場合、親から子へ、その子が親になったら、また親から子へと少なからず貧困の再生産、連鎖は続いてまいります。このことについて、考え方があれば伺いたいと思っております。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

いわゆる貧困の連鎖を断ち切ることにつきましては、まず保護者に対する生活支援が最も急務であり、保護者の経済的な負担軽減の観点からいいますと、赤平市が子育て支援事業として遂行しているもろもろの支援策もあわせて対応することが必要であることは現在の本市の施策状況を見ても明らかであります。今後におきましても市の社会福祉課あるいは介護健康推進課とも連携し、教育委員会といたしましても総合的な支援の一端を担っていきたいと考えております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 貧困の連鎖を断ち切ることは、保護者への生活支援を充実させ、子

供への財政的負担を軽減することにあります。特にひとり親世帯への配慮が最も必要かと私は思っております。今後の総合的支援、今話がありましたけれども、このことについて期待するところでございますので、よろしくお願いいたします。

②、福祉分野を含めた総合的な対応策についてであります。1つ目に、学校教育課に学力の向上対策について伺います。今まで当市の学力向上について、所管課といろいろ質疑を繰り返してきた経緯がございますが、難しい課題として市のお金、市費での教員採用や指導員採用についての検討課題がございます。子供たちがしっかりとした学力を身につけることは一生の宝であります。よりよい教育環境を整え、よりより指導者も必要になってまいります。そのためには財政上の措置、配慮が必要になってまいります。市費による人材確保についての考え方もしくは今検討されているとしたなら、その状況をお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 福祉分野を含めた総合的な対応策についてお答えいたします。

市費による教員採用につきましては、正規の職員ではありませんが、教員の補助として3小学校に4人の支援員を配置しているところです。また、市費による指導員採用につきましては、より直接的な学力向上のための他市の教育委員会において配置しているいわゆる指導主事が考えられるところでありますが、本市におきましても学力向上のみならず、小中一貫教育の推進のため、学校現場の事情に明るい指導主事の配置が必要であるとの認識をしております。また、今後におきましても学校運営協議会、コミュニティスクールの設置を目指す本市としましては、ますます複雑化する学校教育の推進のため指導主事等の配置が必要であると考えますので、総合教育会議の場において検討を重ねてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で理解するところでございます。市費による教員もしくは指導主事の採用については、前担当課長とのこれは私も懸案事項でございましたので、総合教育会議、この場での前向きな検討をぜひお願いするところでございます。よろしくお願いいたします。

次、2つ目に社会福祉課に伺います。学力向上対策は、基本的に学校教育課での責任範疇となっているわけでございますけれども、社会福祉課では放課後には児童館や児童センターにて子供たちを預かり、子供たちの社会教育だけではなく、親が仕事から帰宅するまでの子供たちの見守りも任務になっていると思います。ここでは、身体を使って遊んでいる児童や宿題など学習をしている児童もおります。

そこで、この場所と自由時間を使って地域の有識者の学力指導を行っていただければいかがかと思っております。半有償によるボランティア活動の学力支援ということになるかと思いますが、個人の学力指導については今でも東公民館等を利用可能としているようでございますが、これらについての実態はいかがでしょうか。

また、民間の学習塾の活用が活発でありますけれども、子供たちの公平、平等な学ぶ権利を守るために低所得者への財政支援対策は必要であります。学習塾に通う子供たちに、保護者に所得制限を課しながらも原則無料とするべきであります。考え方があれば伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 子供の教育に対する福祉施策についてお答えいたします。

放課後に子供たちが集う場の一つとして児童館や児童センターがあり、ここでは宿題に取り組んでいる子供もおります。しかし、子供たちに対する学力支援は子供の学習を十分にサポートできる人材の確保が難しいことから実施してはおりません。

なお、生活困窮者の支援を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法の任意事業の一つとして子供の学習支援事業があることから、福祉担当部署だけ

ではなく教育委員会や小中学校とも連携をとりながら、子供のためにどのような対応ができるかを検討してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁にありますように学力支援、学力向上対策に人材の確保は難しいと。これは前からも聞いておりますし、そのことでしていないという部分もございますし、わかりますけれども、そのとおりでありますし、しかし人材確保のできそうな、可能性のあるようなところから各種児童館、それから児童センター等あります。そのほかに東公民館とか、そういう部分でも使いながら可能性のあるところからやっていただければと、こういうふうをお願いするところでございます。

また、子供たちの平等に学ぶ権利を守るためにも低所得者世帯に対する財政支援制度、これはやっぱり制度がなければなかなか取り組みは難しいと思いますので、この制度を検討していただけますよう、このことを強く要望しておきますので、本当に忙しい中で大変ではありますけれども、できるだけ早い設置をお願いしたいと思います。

次に、教育長に伺いたいと思います。学力向上対策での話の中で、学校教育課だけでは貧困家庭の学力向上は実現できません。貧困の連鎖を食い止めるためには、社会福祉課の協力が絶対不可欠でございます。また、貧困が原因とする青少年センターの役割などを考慮するとき、社会教育課も大きな役割を担っているところでございます。そういう意味では、財政的支援や家庭環境にかかわる相談窓口をどうするのか、所得制限つきであっても保育料や幼稚園の無料化、それから学校給食の無料化、こういうことも実現が必要になってくると思っております。家庭環境を支えるには、切れ目のない支援が必要であります。貧困対策でのプライバシーにかかわる問題では、民生児童委員の支援も必要になってまいります。今までは、各所管課による政策にて対処して

きたわけでございますけれども、貧困対策を含めた学力向上対策には学校教育課、社会教育課、社会福祉課の今まで以上の強い連携を必要とし、総合的な判断や支援が必要になってまいります。また、子供が子供として生きる権利を格差なく、教育の機会を平等、公平に見守るためには時間と努力と予算が必要になってまいります。これらが伴わなければ、だめだということになります。今までと違う意味での総合的な学力対策でありますので、部長制のない現在この取り組みの責任者は教育長の役割、私はそういう任務も含めて、役割、任務ということでは教育長が一番適任でないのかなと思っております。このところ、教育長の考え方があればお尋ねしたいと思います。

○議長（北市勲君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおりに、総合的な学力向上対策につきましては前段学校教育課長の答弁でもお答えしておりますように私どもも同様に考えております。本市の要保護、準要保護の児童生徒数の割合にもあらわれておりますように保護者世帯の貧困率は他の自治体に比べると当市は高いわけでありまして、公教育制度の趣旨からいっても子供たちに良質な教育を受ける権利を保障していくために子供たちの教育環境あるいは養育環境にもしっかりと目を向けてまいりますとともに、これからは社会福祉課を初めとする関係行政とも横断的に手を携えてまいらなければならないというふうに考えております。今後とも学力向上対策のみならず、将来日本の社会の担い手として、さらにはいわゆる国民として立派な納税者に育ていく子供たちの教育につきましては、高い見地から教育行政としての役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で、私の考え方に賛同していただけたものと理解し

ていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

学力向上対策が功を奏すれば、子供たちの教育レベルが上がることで将来への企業対策や雇用対策、ひいては人口減少対策にもつながります。あらゆる分野で身近な住民生活をしっかり守る、この信念が市民に浸透しなければ必ずや人口流出は進みます。よりよい教育環境をつくる、これらの財源確保のためにも教育長には絶大なるご尽力をいただくことを要望いたしまして、この項の質問を終わります。

③、外部からの教育連携支援についてであります。今年度から新規事業として学生地域定着推進広域連携協議会事業、これを立ち上げ、子ども塾や学生ボランティア事業の取り組みをすとなっておりますが、提案して半年になろうとしております。夏休み期間も終わり、大学生の実習経過を踏まえ、一定程度の成果が期待されますが、いかがなことでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 外部からの教育連携支援についてお答えいたします。

今年度初めての取り組みとなりました学生ボランティア事業につきましては、4月から学生ボランティアの登録を受け付け、現在江別市内の北翔大学、北海道情報大学から各1名、そして札幌市内の北海道大学から2名、計4名の大学に登録していただいております。この大学生の皆さんには、各小中学校における夏休み学習会において、これまでにない参加率となりました茂尻小学校と赤間小学校の児童計84名、赤平中学校と赤平中央中学校の生徒計58名が参加する中、教職員の指導助手としてそれぞれ2日間ずつ学習活動の支援をしていただき、子供たちの学力向上と大学生の皆さんのキャリアアップを推進したところです。また、校長会の全面的な協力を得て、面談を経て採用となった学生の皆さんの将来教職員を目指すという志を持った熱意ある姿勢に対し、学校現場からの高い評価を得るとともに、本事業の効果の感触を得たところでもあります。

なお、今後につきましては放課後学習会における学習支援やクラブ活動、部活動における支援等、幅広く活動していただく予定となっております。この事業につきましては、事業開始後間もなく、学生ボランティアの登録者も少人数であります。各小中学校における放課後学習会を通年でを行い、学習機会の拡充を図るとともに、さらなる学生ボランティアの人材確保に努め、経済的な理由などで学習塾に行くことができない子供たちも含めた学習支援を行うことにより子供たちの学力向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 学生ボランティア事業による子供たちの学力向上と大学生の皆さんのキャリアアップを推進したということでございますけれども、将来教職員を目指すという志を持った熱意ある姿勢に学校現場から高く評価を得ることなど本事業の効果の感触を得たとのこと、本当によかったと思うと同時に、私はこのことを今後さらに期待を感じているところでございます。また、経済的理由などで学習塾に行くことができない子供たちも含めた学習支援、これは福祉課に係る学習塾支援とともに、子供たちの学力向上に大きく役立つと考えているところでございます。

なお、各大学生皆さんが当市の子供たちの教育指導に快く長く継続して貢献できる環境整備にも十分配慮していただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上、私の一般質問を全て終わります。それぞれに答弁いただきまして、ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 質問順序4、1、方書き表示と住居表示について、2、受動喫煙防止対策について、議席番号6番、向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 通告に従いまして、2点について質問と要望をお願いいたしたいというふうに思っております。

まず、大綱の1の方書き表示と住居表示について

であります、いわゆるわかりやすいまちの印象づくりとして町名と地番の見直しについて同僚議員が第2回定例会で質問をされておりましたが、質疑を聞いていると新たな疑問がわいてきて、この問題について改めてお聞きいたしたいと思えます。わかりやすさのためと思えますが、2年前に住居表示の変更ではなく方書き表示になりましたが、その経緯についてお聞きしたいと思えます。どのような経緯でこのようになったのかお聞きしたいと思えます。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 方書き表示の導入の件につきましてお答えを申し上げます。

住民票に記載する住所の取り扱いにつきましては、住民基本台帳事務処理要領に定められておまして、団地、アパート等の居住者について住居表示実施区域における街区符号及び住居番号、その他の区域における地番の記載のみでは住所が明らかでない場合にはアパート名、居室の番号まで記載することとさせていただきますが、さらに居室の番号等を住民票に記載する住所として記載していないために各種通知等が住民に適切に届かないことが懸念される事例が生じており、住民票に記載する住所については住民基本台帳が住民に関するあらゆる行政の基礎となるものであること、またこれによりまして住民からの届け出等の簡素化が図られていることを踏まえ、各種通知等が住民に確実に届くよう適切に記載することが必要といたしまして、平成23年の6月に総務省自治行政局住民制度課長より改めて通知がありました。さらに、平成27年10月にはマイナンバーの通知カードが住民票に登録してある住所に簡易書留で送付されることとなっておりますことから、確実にお手元に届くよう当市におきまして平成27年2月より方書き表示を実施することとしたものでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 全市的にいわゆる団地やアパートに住んでいる方のみ方書き表示に変えたということでもありますけれども、次に方書き表示の問題点でもありますけれども、わかりやすい表示と言いますが、それは配達や行政の立場であって、住んでいる住民は今までの住所に余分に書き加えていかなければならない、現住所にならない。今まで市民は通称名であるとか、いわゆる方書き部分で通用していたわけでありまして、もともとふだんの郵便物は通称名で通用いたしておりますし、郵便局に聞きますと地番の住所と方書き、通称の住所との比較表を持って、両方を持って配達していたということでもあります。いわゆる方書き表示によってわかりやすいために、行政の通知文書のみに使われているうちは問題ないわけでもありますけれども、方書きの表示の変更によって現住所が変わるわけでもあります。ちなみに、免許証の現住所の変更まで行っておりますが、これを見ますと地番表示と方書き表示が両方書かれております。違和感を感じるところでありますが、このことについてはどのようにお考えなのかを聞きたいと思えます。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 方書き表示の問題点とのことでございますが、これまで窓口等でトラブル等が発生したとの報告はございません。先ほど申し上げましたとおり、住居表示を実施している地域におきましてもアパート名、居室の番号まで記載することといたしまして国は要領に定めておまして、さらに住民票に記載する住所を適切に記載するため、居室の番号を把握する必要があると考えられるときは調査を速やかに行い、住民票の記載の修正をするよう通知もいただいている状況にございまして、住民基本台帳が住民に関するあらゆる行政の基礎となっており、各種通知等が住民に確実に届きますよう方書き表示を実施しているところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番(向井義擴君) [登壇] 集合住宅やアパート部分においてのみ方書き表示を行ったということですので、住居表示の変更とは違うのかなと理解いたしますけれども、例えばこれ以前は赤平市赤平655番地の4、何のたれべえと書かれておったのですが、これが赤平市赤平665番地の4の福栄団地の5の20何ば、何のたれべえというふうに変更されたわけですよ。これは、同じところに住んでいながら現住所の変更を行ったということは、私は住居表示の変更を行ったということに当たるのではないかなと思っておりましてけれども、国からの指示での変更ということで住居表示の変更は行っていないという答弁であります。

それで次に、③としてこの住居表示への変更についてお願いしたいと思います。今までの答弁を聞いておりますと、マイナンバーなどの通知が確実に届くようにとの行政側の都合が優先されているように見受けられるのでありますが、前回6月議会ではこの変更には多大な費用や労力がかかると答弁されましたが、地番は土地の場所、権利の範囲を表するための登記上の番号で、住居表示は建物の場所を示す番号ということで、登記上の家屋番号と住居表示の住居番号は全く異なってよいわけでありまして、住居表示の実施された地域でも登記上では地番で表され、地番が消滅することはないということでありませう。過去に行いました地番の整備事業に伴った住居表示の変更のようなことは行わなくても街区や住居の表示ができるということになっております。

皆さんがふだん使っております、私たちも使っておりますけれども、赤平市の住宅地図というのがあります。これ豊里と赤平については、非常に広い範囲でありながら街区表示が地番表示、字豊里、字赤平というたった一つの区切りになっておりまして、同じような面積でありながら、文字量は元町とかさまざまに12の街区表示に分かれております。わかりやすさが必要となれば、やはり通称で使われている街区表示を住居表示にするべきではないかと。この字赤平においては、字豊里と字赤平の地区のみの街

区表示の変更をお願いしているわけでありまして、多くのまちでも地番表示と街区表示が混在しているまちが数多くあるわけでありまして、2年前に行った市内全体の方書き表示への変更と比較してもその2地区の住居街区表示は大きな事務量にはならないと思いますが、どのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長(北市勲君) 総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) 住居表示への変更についてお答えをさせていただきます。

住居表示は、昭和37年に制定された住居表示に関する法律に基づき、それまで土地の地番を用いていた住所の表示をわかりやすくするため、街区符号、番と住居番号、号によって住所をあらわす方法であります。本市では、これまで字名地番改正等によりわかりづらい地区名の解消を図ってきたところですが、住友地区や赤間1から3区は今後の推移を見守るとして範囲に含めなかったものであり、その後も実施に当たっては大変大きな財政負担が伴いますことや戸籍等の公簿類の書きかえなど作業が膨大であることから、慎重な検討が必要であると判断してきたところであります。住居表示に関しては、地番改正は地番は法務局が定めるものに対し、住居表示番号は市町村が定めるとの違いはありますが、調査業務やシステム改修等は地番改正とほぼ同様であり、巨額の費用を要し、その作業も膨大で事業を進めるための職員配置など体制も必要となりますし、住民票等職権で変更できるもののほか、住民の方が直接行わなければならない手続も大変多くありますので、実施に当たっては十分な検討を要すると思われまますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 向井議員。

○6番(向井義擴君) [登壇] これ地籍調査と違いまして、街区と住居表示の変更は市町村が定めることができるわけで、私はその2地区に関してはそれほど大変な作業になると思われませぬけれども、赤平市全体を新たな街区表示に変更するという

ことではなくて、字赤平、字豊里についてのみで、例えば字赤平なら今まで古くから通称として使われていた山手だとか平和台、日の出など、字豊里については赤間3区、4区とか豊丘南など、現在もその街区の線引きまではっきりわかるような過去から通用していた部分があるわけでありまして、あとは住居番号のつけ方は街区の北から時計回りに番号をつけるとか、膨大な作業にはならないと思いますけれども、この2地区に関してはほとんどが集合住宅やアパートが大半でありまして、個人住宅は少ないと思いますし、地方自治の行政の基本が市民や住民への福祉やサービスの向上だとすれば、これ炭鉱遺産でないですけれども、ずっとこのまんま置いておくつもりなのか。そういうわけにはいかないのではないかと、誰かがどこかで検討しなければならないと私は思いますし、ほとんどの市民がこの問題を話しますと、ほとんどが賛同してくれています。そういうことで、ぜひご理解いただいて検討されることを提案したいというふうに思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、大綱の2の受動喫煙防止対策についてお伺いをしたいと思います。市の取り組みについてということで、国や道が今健康増進法の中で取り組みを進めておりますけれども、道においても取り組みが進んでおります。健康増進のために禁煙対策が進められてきましたけれども、近年において健康のための禁煙対策というよりも受動喫煙というのがよりたばこを吸わない人に健康被害をもたらすということになり、分煙化が進められておりますけれども、当市における取り組みはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

喫煙及び受動喫煙による健康への影響は、がんだけではなく、脳卒中や心筋梗塞、歯周病などの疾病と因果関係があるものとされています。北海道は全国一喫煙率が高く、その中でも当市は喫煙率が上位

に位置づけられており、特に男女とも若年層の喫煙率が高い状況にもあります。たばこの煙は、喫煙者本人だけではなく、たばこを吸わない非喫煙者の健康にも大きな影響を与えることから、公共施設内の全面禁煙への取り組みを進めていくことや受動喫煙防止の徹底を図ることが重要と考えております。国や道におきましては、受動喫煙の防止を図るため法令と条例を制定する取り組みが進められていますので、当市におきましても市民に対して喫煙がもたらす健康への影響に関する教育や喫煙者に対しましては禁煙に向けた支援を引き続き行ってまいります。

以上です。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕今の健康増進法でいけば、子供や妊婦の使う施設、病院や学校は敷地内が全面禁煙、それから不特定多数の者が利用する公共施設などは建物内禁煙というような方向で進んでいるようではありますが、今市であります市役所だとかみらい、総合体育館、東公民館などの公共施設の分煙対策で先ほど申し上げた分煙室を設置することを提案したいというふうに思っております。例えばみらいや総合体育館では出入りに、玄関といいますが、そういうところに灰皿を置いて喫煙場所としておりますけれども、ああいう出入り口でありますと出入りする喫煙しない人または子供には迷惑になるような気がします。この受動喫煙の防止という意味からもぜひこの分煙のためのプレハブなど、きちっと分けできるような簡易の施設をつくるべきでないかと思いますが、この点に関していかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 公共施設の分煙対策についてお答えをさせていただきます。

受動喫煙防止に向けた庁舎と公共施設の取り組みといたしましては、現在分煙化を行っておりますが、ことしは世界禁煙デーの趣旨も踏まえ、禁煙週間の期間中、敷地内完全禁煙を実施したところであります。今後の対応といたしましては、現在国及び道に

おきましては喫煙対策並びに受動喫煙防止対策に関し、法令等の整備を図るため取り組みが行われておりますが、それらを参考にしながら本市の禁煙、分煙対策としましては庁舎においては建物内禁煙を検討しており、社会教育施設につきましては防火管理上から玄関口近くに灰皿を設置しておりますが、今後少しでも周辺の方が煙を吸うことを防止できるよう検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 これ私もたばこを吸う者として、周りに迷惑をかけるということは嫌でありますし、健康によくないと承知しておりますけれども、仕事の区切りや気分転換に有効でありますし、国や地方自治体にとってたばこ税は軽視できない財源であることもご承知のとおりであります。また、今後加熱式たばこの普及も進んでおりますことから、また変わっていく対策が必要かと思っておりますけれども、人に迷惑をかけないような分煙対策を進めていただきたいというふうに思います。よろしくご検討くださいますことをお願い申し上げます。簡略に私の2つの問題について提案と質問をさせていただきました。ご丁寧な答弁をありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時58分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、1、地域や団体との連携の考え方について、2、職員・職場の連携体制強化について、3、市長のトップセールス強化に伴う体制の見直しについて、4、病院運営の新たな方向性について、5、子どもの心身を守る体制について、議席番号3番、植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 通告に基づきま

して一般質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず、大綱1、地域や団体との連携の考え方についてお伺いをさせていただきます。この内容につきましては、地域の経済効果を上げるための対策といたしまして、さらに新たな切り口での地域や団体との連携をお考えいただきたいと思ひまして質問をさせていただきます。

まず、①、歴史のつながりと特産品販売のあり方についてお伺いをさせていただきます。来年、北海道と命名されまして150年を迎える年を迎えますけれども、道といたしましても7月17日を北海道みんなの日として、また北海道遺産協議会では次年度のさらなる遺産選定に向けて準備を進めているなど、北海道の150年の歴史を大切にしようというムードが漂っております。当市においても近代化を支えた炭鉱の歴史を大切に、そしてこの歴史を次世代につむいでいくために炭鉄港といったこれまでにはない地域との連携に注目をいただきたいというふうに思います。民間での活動が7年にわたり行っておりますけれども、昨年は空知、後志、胆振の3総合振興局主催によります炭鉄港フォーラムの開催、また本年度は議員連盟の設立など今後の活動にも大変注目をされているところでございます。

そこで、この連携を活用した中で、互いの特産品を販売し合うなどのお考えを幅を広げていただくことはできないでしょうかというお伺いなのですが、赤平には年間を通して観光客数27万人に対して鉄港の室蘭は112万人、小樽というところは794万人といった観光客数が上げられているわけですが、こういった連携の中で確実な販路拡大が図れるのではないかというふうに感じています。ですので、互いの地域に炭鉄港の特産品販売所を設けるといった形になりますけれども、こういった形で可能性が膨らむことはできないでしょうかといったところでございます。

また、さらに道内だけではなくて全国的に見渡してみますと、炭鉱のまちとしての歴史を持っている

九州、福島といった地域もありますし、それらの地域との連携した特産品販売の企画など、歴史のつながりから見えてくる販路拡大をぜひとも前向きにお考えいただきたいというふうに思いますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 交流人口の拡大と特産品のPRという観点で私のほうからお答えさせていただきます。

当市におきましては、炭鉱の歴史を継承したがんがん鍋が赤平の名物料理として赤平がんがん鍋協議会を中心に特産品推進協議会においてもPRを行っているところであります。がんがん祭りの開催や道内の各イベントに出店をし、その認知度は徐々に広がりを見せ、がんがん鍋を目当てに来ていただく方もおり、昨年は埼玉県和光市にて開催された全国鍋グランプリにも参加要件となる地域の歴史に受け継がれた伝統鍋で、鍋料理を活用した地域活性化の団体であると認められ、出店をしたところであります。また、今年度につきましては東京の代々木公園で開催されます40万人以上の方が来場する北海道フェアにおきまして、空知総合振興局ブースのそらち・デ・ビューフェア、空知の炭鉱の男メシとしてがんがん鍋を出店し、PRを行えることとなっております。

歴史のつながりにつきましては、北海道の近代化を担ってきた空知の石炭、室蘭の鉄鋼、小樽の港、これらを結ぶ鉄道、いわゆる炭鉄港を各振興局や各市町村、関係団体が連携を図るほか、「炭鉄港」市町村議員連盟が結成されるなど交流人口の拡大を目指す動きが出ております。

また、炭鉱に由来したホルモン鍋につきましては、全国でも特産品として売り出している地域があり、連携を図っていききたいとの話もあるようなので、お互いに交流を図り、さらなる特産品のPR、販売につながる連携について振興局や各自治体、団体等の情報もいただきながら検討をしてみたいと思います。さらに、食だけではなく立坑のペーパークラフトなどの工芸品の開発も行われておりますので、

ほかの産炭地域との連携につきましても検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 昨年、和光市にも行ってがんがん鍋をPRしてきたということと、また今後代々木のほうでことしは販売されるということで、大変その活動の範囲の拡大が見られると同時に、昨晩も東京からちょっとお客様が来たのですけれども、その際にはやはり赤平がんがん鍋、食べてみたいねということで大変話が盛り上がった経緯もございますので、認知度も大変高まってきている中ではございますけれども、さらにはがんがん鍋、食のほうにつきましてはそういった活動を継続的に考えていただきたいというふうに思っております。

また、先日はアイヌや先住民族の関係の文化を、歴史的なものをしっかりと大切にしていこうということで、北海道の取り組みでしたけれども、ハワイとの交流が報道されておりました。そういった意味でも当市も積極的に歴史、文化による新たな地域との連携というのを模索するべきときに来ているのではないかなということをおもいましたので、質問をさせていただきます。

続きまして、②、芸術のつながりと地域連携のあり方についてお伺いをさせていただきます。道の駅という共通の場所は、道内には117カ所あるというふうに伺っていますけれども、それを結びつける企画といたしましてスタンプラリーというものがあるのは皆さんもご存じだというふうに思います。北海道の全体を合わせた道の駅の経済効果といえますのは、2012年度のデータになりますけれども、260億円ということと利用者数も3,000万人を超えるという内容は確認をさせていただいております。当市におきましては、道の駅はございませんけれども、ほかの分野での地域連携のあり方というのを検討する部分がたくさんほかにもあるのではないかなというふうに感じております。

例えば芸術文化という切り口でいいますと、当市

には世界的にも知名度のあります流政之氏の彫刻群があります。近隣地域でいいますと、安田侃氏の彫刻がある美唄市、そのほか道内の彫刻がある地域の連携したスタンプラリーを企画するなど、そのほかには今大変ブームになっていますコレクションカードといったものもこの彫刻というものを基本に、そういったコレクションカードの企画などもできないかということで、そういった新しい切り口のつながりを持った中でまた新しい地域づくりの幅が広がってくるというふうに考えます。

また、当市におきましては2004年度から始まりましたこの空知管内で始まっております炭鉱アートプロジェクト、これは2004年、赤平から始まっています。そして、ことしそのイベントが赤平に帰ってきて、今まさに今週末からオープンに向けて立坑を中心といたしまして札幌市立大学の先生たちと学生たちが今赤平に寝泊まりしながら準備、設営中でございます。そういった団体との今後の連携もより一層図っていく中で地域との連携、地域の可能性というのがまたさらに広がってくるというふうに思っているのですけれども、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 芸術のつながりと地域連携のあり方についてお答えをさせていただきます。

エルム高原につきましては、世界的な彫刻家、流政之氏の彫刻を10体設置し、彫刻公園サキヤマとして整備を行っておりますが、パンフレットの作成やエルム高原祭りではサキヤマスタンプラリーなどを開催し、彫刻に触れ合う機会を設けているほか、流政之赤平応援隊につきましてもかんじきウオークと題して彫刻をめぐるイベントを開催するなど団体の動きもあったところであります。

また、NPO法人炭鉱の記憶推進事業団や札幌市立大学の上遠野教授を中心として炭鉱遺産を活用したそらち炭鉱の記憶アートプロジェクトでは、今年度は赤平を舞台にアートプロジェクトが開催される

ようであります。

芸術のつながりと地域連携のあり方ということでありますが、炭鉱遺産を新たな芸術としての価値を産炭地域と連携を図りながら芸術に触れる機会を創出していただいておりますし、また先ほど議員が言われました彫刻を生かしたコレクションカードにつきましては、今はダムカードですとかマンホールカードなどが話題となっている事例もあり、他市にある彫刻公園とのスタンプラリーなどもご提案をいただきましたので、関係団体や関係部署、各地域の情報や要望等もいただきながら、交流人口の拡大につながる地域連携や団体との連携について勉強してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 そうですね。前向きなご答弁をいただきました。先月、札幌国際芸術祭ということで、今もいろいろと活動をしている中でございますけれども、そこに赤平の住友の立坑の坑内図が展示されたということで、この芸術祭の中にそういったものを展示しようというような発想に基づいたのは、まさに2004年からかかわっています札幌市立大学の炭鉱アートプロジェクトのやっぱり先生たちであったり、生徒がそういった価値を引き出していただいたということで、そういった方たちとの連携を通してまた新たにこの赤平の資源の価値が高まっているということはもう実証済みでございます。ですので、これまで立坑だったりとか産業遺産というものの切り口だったものがそういった芸術者の目線によるとまず1つのデザイン、アートの建築として今立坑で中心に活動をされている方たちのそういった思いというのがさらなるこの地域の資源価値を芸術のつながりとともに高めてくれる可能性というのが大変見えているのではないかなというふうに感じておりますので、そのあたりもそういった視点も含めてこういった芸術者とのつながりというものとの地域連携のあり方というものをもさらに広めていっていただきたいというふうに思っております。

ので、よろしく願いいたします。

続きまして、③でございます。コミュニティ文化のつながりと人財づくりについてお伺いをさせていただきます。人がつながる仕組みというものを意味合いとしまして、コミュニティデザインという言葉がございます。人間関係が希薄化している現在、社会におきまして人と人がかかわりを持ち、まちづくりに臨む体制を本市としても継続して取り組んでいかなければならないと思っています。そういったコミュニティ文化を高める環境をどのようにつくっていくのかといったことをしっかりと挑戦していかなければならないというふうに感じております。

そこで、他市ではどのようなコミュニティデザインのあり方が存在するのか、またコミュニティ文化の最大の形でありますお祭りというものにも着目いたしまして、全国にあるコミュニティのあり方や火を祭る行事といったものの取り組みをしているところのまちを調査いたしまして、視察や連携を通して本市のコミュニティデザインの形成にかかわってもらえる人財の発掘ということと火まつりに対して協力をしてくれる人財をふやしていけるような、そういった盛り上がりにつなげていただきたいというふうに思いますけれども、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） コミュニティ文化のつながりと人財づくりについてお答えさせていただきます。

本市における各イベントにつきましては、多くの市民のご協力とご理解をいただきながら大いに盛り上がりを見せているところでありますが、特にあかびら火まつりにつきましてはことしで46回目となり、半世紀にわたる赤平の伝統行事として受け継いでいかなければいけない行事だと思っており、開催に際しましても各町内会も実行委員会に入っただき、花火大会につきましても市民や各企業から募金をいただきながら打ち上げており、市民みんながつながりを持ってあかびら火まつりを開催している

ところであります。祭りのメインイベントであります火文字点火につきましては、火まつりやらん会が主体となり、赤平の火を消してはいけないと脈々と受け継ぎ、次の世代の人財づくりにもつながっており、赤平火太鼓保存会や赤櫛会につきましても祭りを盛り上げていただき、文化の継承と人財の育成につながっております。また、産企協の主催によります人財育成事業におきましてもメンバーが火まつりの運営に携わっていただくことで火まつりの意義とみんなで作るイベントを体感し、地域コミュニティの形成と文化の継承につなげております。

議員がおっしゃりました火を祭った行事を行っている地域の調査や視察などを行い、さらなる進化を遂げてはということではありますが、赤平の火まつりは市民でつくり上げる祭りとして地域独自の発展をし、半世紀にわたり継続をしておりますが、他の地域での参考になる事例等がありましたら、さらなる地域イベントの発展のために、また協力していただける方の人財育成の場として勉強してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 実際には人がつながる仕組みをつくるというところにおいては、やはり地元で言いますやはり町内会であつたりとか、さまざまな地域づくり活動をしている団体という中の状況を見てみますと、やはり人財不足なところもあるのではないかなというふうに感じているところもございまして、今まではやっぱり1人の人が招いて来ていただいて講師としてだつたりとかというのはあつたのですけれども、団体、団体同士のつながりだつたりとかという部分の環境をつくり出していた中で人財づくりというものの幅広い可能性というも描いていただけのではないかなというふうに思いましたので、ぜひそういった視察であつたりとか、人と人がつながり合う仕組みづくりに対して、さらなる環境構成ができる部分につきましては積極的に取り組んでいただきたいなというふうに

感じておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、大綱2に移らせていただきます。職員・職場の連携体制強化について、①、異動時の引き継ぎ体制についてお伺いをいたします。最近、不祥事があった中で、内容を伺いますと異動時の引き継ぎがしっかりと全課で共有されていないのではないかという不安な点が残りましたので、質問をさせていただきます。異動時の引き継ぎのときには、その担当者だけではなくて、課内の仕事を誰がどのように手がけているのかということがわかりやすい方法をもう少しお考えいただきたいなというふうに感じております。また、何事も1人ではなく複数人でも職場の中では大変大切な環境だというふうに聞いてございます。そしてまた、そういった課を代表する、管理をする課長のコーディネート力というものも必要だというふうに感じていますが、そのあたりのその後の対応、対策につきましてどのように図られているかをお伺いをさせていただきます。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 異動時の引き継ぎ体制についてお答えをさせていただきます。

職員の退職や人事異動等による事務引き継ぎにつきましては、赤平市職員服務規程により定められており、発令の日から5日以内に担任する事務を引き継がなければならないこととなっております。内容といたしましては、担任する事務の項目及びその経過、現況、方針並びに意見、各引き継ぎ書類の帳簿の目録、その他に必要な事項について事務引き継ぎ書を2部作成し、1部を所属長へ、1部を総務課長へ提出しなければならないこととなっております。人事異動における担当課の引き継ぎにつきましては、当事者間だけに業務を集中させることなく、係内での体制の見直しや情報の共有を図ることが重要であると考えております。今回の不祥事につきましては、職員1人に担当する事務を任せていたという背景もあることから、各担当係の事務分掌による業務内容の把握、事業の進捗状況、課題の整理を含めた進行

管理につきましても課内部のコミュニケーションを図りながら報告、連絡、相談を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひそういった見落としがないように、これから体制を強化していただきたいというふうに思っています。日ごろのコミュニケーションというのも大変必要だというふうに思いますので、課の連携体制を強化することも日ごろから気をつけていただきたいなというふうに思っております。また、ことし大変人事異動が多かったものですから、いま一度そのあたりの課長の皆様の意識強化を図っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、②、職員の研修内容についてお伺いをさせていただきます。これまでは、それぞれの課単独での事業体制も多かったというふうに思いますけれども、これからはますます複数の課の協力体制をもった事業というものが求められている時代背景だというふうに思っております。例えばこれから新たな運用が始まる平岸のコミュニティセンターというところでは、今までは教育施設でございましたけれども、これからは総務課、市民生活課、社会福祉課が共同で使用する施設となるということでございます。また、AKABIRAベースにおきましても商工と農政が連携し、事業を進めている。そして、これからは幼保一元化によりますこども園やこれから建設されます炭鉱ガイダンス施設など、そのほか多くの施設がこれまでの縦割りの考え方ではなくて横断的な連携体制をさらに意識して運営を構築していくことということが利用者が利用しやすい、使いやすい施設の運用に導くのではないかなというふうに考えております。新たなまちづくりの可能性が見えてくるといった観点でもそういう課の連携というものがこれからは大切になってくるというふうに思います。そういった観点というものは、日ごろ育成していかなければ急遽はできないというふうに思

うのですけれども、そういった育成するための職員の研修の体制のあり方、研修内容につきましてどのようにお考えかをお伺いさせていただきます。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 職員の研修内容についてお答えをさせていただきます。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略がスタートし、企業や団体、市民の皆様のご協力により、まちのPRやインターンシップ、子育て、教育支援など各施策の取り組みにより人口減少率の緩和など少しずつ成果につながっているものと感じております。特に行政としては、支援のあり方を協議するに当たり、各担当課での業務の中には複数の課にまたがる事業展開が必要なものもございます。今年度より庁議を毎月1回行い、各課の事業進捗状況や今後の課題について情報の共有を図っており、庁議の内容については各課長から課内職員に対し情報の伝達を行い、職員全員が共有できるよう取り組んでいるところでございます。各課の横断的な取り組みということでは、事業の内容や展開により必要に応じて複数の課の職員間の意見交換や協議も必要になることから、その取り組み方法等について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひ考えていただけるということのご答弁でございましたけれども、課長クラスの職員の方たちは庁議だったりとかという連携の話し合いの場所はあるというふうに思うのですけれども、やはり新人であったり中堅の職員の方たちの考えの共有をできる場所というもの、環境づくりというものをぜひこれから強化をお願いしたいというふうに思っています。

広島県の呉市では、ゆめづくりの地域協働プログラムと称した中で、職員が横断的な連携を図りやすくするための市民の視点を持った協働型の職員である市民公務員の育成を目指してということで職員研修を実施しています。そのような他市の取り組みも調

べていただきながら、当市においても市職員が横断的な意識が持てるように研修内容をぜひご検討いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、③、職場の見える化とスリム化についてお伺いをさせていただきます。以前より庁舎内の総合案内、各課の案内看板など要望しています。そして、ことは予算づけもされているというふうに思いますけれども、形になって見えてきていないのが現状でございます。また、庁舎内を見渡しますと整理整頓が行き届いていないスペース、もう必要でない資料やそのまま置き去りにされているパンフレットなどはないでしょうか。個人的な書類管理を把握するためにもいま一度庁舎内を整理整頓し、課内での業務の見える化、さらに同じような業務をしている内容があれば統一するなど、場所や時間を共有し、スリム化できないかなどを検討する必要性はないでしょうか。これまで何度も例に挙げさせていただいてはいますが、ニセコ町ではそのファイリングシステムを導入して、みんなが共有して資料を見られる状態になっている。また、この庁舎内の各階に並べられていますパンフレットなども寝ている状態では大変見にくくなりまして、誰に対してのPRの内容なのかわからないパンフレット等もございます。もう少し市民の目に見えるような状態で庁舎出入口あたりにパンフレットコーナーを設けるなど、ご検討をいただきながら見える化とスリム化をお考えいただきたいというふうに思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 職場の見える化とスリム化についてお答えをさせていただきます。

行政の大きな目的の一つとして能率的な行政運営の確保というのがあり、住民のために最少の経費で最大のサービスを提供するよう能率の向上に努めるというものでございます。文書のファイリングシステムにつきましても文書管理の能率的な方法の一つと考えられます。文書の分類、保存につきましては、

行政運営の基本である検索時間の短縮などにより新しい時間をつくり出すことができれば、行政のサービスもより効率的な取り組みができるものと考えられます。また、ファイリングシステムだけではなく、市民から見た利用しやすい庁舎の環境づくりとしてパンフレットの置き場所の工夫、医療、福祉、介護、教育、観光、移住、定住など分野ごとに分けて見せる工夫など総合案内看板の設置のあり方とともに、お客様が直接訪れるカウンターの上部や事務所内の棚、ロッカー上部の整理など細かなことですが、整理整頓を進め、市民の目線から見ても清潔感のある利便性の高い庁舎を目指し、今後検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 その点につきましても前向きなご答弁をいただいております。ぜひ全庁舎内、一斉清掃日などを設定していただきまして、そういった庁舎内の意識を高めていただきたくも思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱3、市長のトップセールス強化に伴う体制の見直しについてお伺いをさせていただきます。①、職員の積極的な行事等への参加についてお伺いをさせていただきます。当市には、日本を代表いたします技術を持ち、市内だけでの経済循環では難しい業種も多い中、これから市内の経済効果を高めるためには今以上に他市の方々の協力や連携を図りながら、まち全体の行政運営を考えていかなければならないところがあるというふうに感じています。その対策として、市長のトップセールスが大変重要な鍵になってくるというふうに感じています。そう強く感じていますのもインターネット社会と言われている現在でございますけれども、人脈の広い菊島市長のトップセールスのおかげでふるさと納税に関する寄附もふえていると伺っていますし、また私のほかの仕事でも道や国の機関に行くことが多いのですが、その際にも菊島市長の話題性が高く、赤平のまちの知名度の高まりを感じていま

す。また、今後のまちづくりにつきましても期待感が高まり、明るいイメージが膨らんでいるところでございます。

そういったトップセールスを試みる市長の動き方からもわかりますように、他市や他団体との連携を密にすることはこれからの田舎のまちにとっては大変大切な観点であるというふうに考えております。ぜひとも市長がこの2年間でトップセールスをして見えている効果というものを調査していただきまして、分析していただきまして、さらなるトップセールスの充実を図れる体制もお考えいただきたいというふうに思っております。例えばこれまで以上の幅広い連携を視野に入れていくといたしますと、市長の公務スケジュールを考えた場合、もしかすると市内の公務対応との重複が出てくるかもしれません。そういったいたし方ない状況におきましては、市長の代役を関係する課長が担うなどの深い理解と積極的な協力体制が必要になってくるというふうに思います。そのあたりの体制強化も含めたお考えをどのようにお考えかお聞かせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 職員の積極的な行事等への参加についてお答えをさせていただきます。

市長の動静につきましては、市内における行事、町内会と各種団体の会合についても通常の執務に影響のない範囲でできるだけ参加できるようスケジュールを調整しているところでございます。また、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略における各種施策につきましてもさまざまな事業を展開するに当たり、財源確保等のため、これまで同様に市長自身が北海道や企業、関係機関などを訪問することも想定されますことから、行政全体として具体的な方向性をしっかりと協議し、統一した意識を持って事業の推進に当たり、施策の早期実現に向け努力をしておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番(植村真美君) [登壇] これまで市長が参加して当然だった市内の行事とかにおきまして、また関係する課長が行事に代行することによって参加することによりまして、その団体との連携がより図れるなど互いをさらに知る時間の幅が広がるというふうにも思いますので、そういった面の充実もともに図れるということのお考えのもとに、さらに今後トップセールスに対しての体制強化というものもお考えいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、②、出張費の考え方についてお伺いをさせていただきます。市長の出張費においては、1年前から予算づけ、計画をしているというふうに思いますけれども、追加の出張があれば補正予算として計上となってくるわけですが、年度当初ある程度の想定はしているというふうに思いますけれども、市長の出張費においてはこれまでとは違う考え方で予算計上するべきではないかという点の要望でございます。それは、前の質問でも触れさせていただきましたように、他市との連携をしてスピーディーに取り組むことで市内の経済効果が期待できる時代背景となっているということの観点の中で、そのあたりの考え方をさらに盛り込み、市長の出張費に幅を持たせるべきではないかというふうに考えるからでございます。そもそも1年前からの出張費の予算づけは、例年どおりの見えている行程でしかあり得ないため、さらに他市や海外とのまちの連携を図るといったトップセールスを含む出張は含まれていないことと思います。事前に各課の事業と市長のトップセールスを絡めて事業連携を見込めそうなものは流動的かつ事前に予算づけをするなど、そういった考え方も含めて見直しの可能性があるかどうかということをお伺いをさせていただきます。

○議長(北市勲君) 総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) 出張費の考え方についてお答えをさせていただきます。

自治体の予算執行に当たっては、予算の循環過程をたどる予算編成から予算の執行、そして決算とい

う過程となり、本市においては赤平市予算の編成及び執行に関する規則や赤平市会計規則にのっとり執行しているところでございます。市長の出張旅費につきましては、全国市長会等当初から予定されている案件のほか、平年の出張状況等から回数を見込み、予算計上しているところであります。本市の財政状況は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の全てにおいて健全段階を維持する形となっておりますが、人口減少等から今後も厳しいものとなることが予想をされます。しかしながら、議員の言われるとおり他市との連携などの取り組みの中で、より大きな効果につながることも考えられます。このようなことを踏まえ、今後の予算の執行に当たりましては事業の精査を図りながら、効率的で効果的な財政運営に努め、適正かつ厳正な予算執行に努めていかなければならないものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 植村議員。

○3番(植村真美君) [登壇] 近年ですけれども、近隣の市長の取り組みといたしましては海外での特産品をPRすることであったりとか、地域をPRして多くの訪問者を海外から呼び込む市長の動きというものも大変ありまして、そういった他市の市長の動向というのは大変頼もしいなというか、力強く感じるわけです。当市におきましても効率的なトップセールスと行政運営事業の連携をより可能性の高いものとするためには、そういったトップセールスのあり方も含めた出張費の考え方というのも今後検討いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、③、職員配置のあり方についてお伺いをさせていただきます。今の秘書係には、正職員1名と臨時職員の1名の体制でありまして、トップセールスをさらに強化する中ではさらなる人員強化が必要ではないかというふうに感じるところが大きいです。対応人数が少ないと、出張の付き添いや連絡体制のスピーディーさに欠けるのではないかとい

うふうに感じます。また、安全面に関する対応も見落としがあってはいけないというふうに感じていまずので、総務課の中で秘書室ということとの区別をするのではなくて、人数の体制の見直しや総務課とのさらなる連携体制の強化というものも考える余地はあるのではないかなというふうに感じますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 職員の配置のあり方についてお答えをさせていただきます。

現在秘書系の体制につきましては、主幹職1名、臨時職員1名の2名体制で、主な業務は市長、副市長の日程調整に係るスケジュール管理となっております。土、日、祝祭日の町内会や各団体の市内の行事につきましては、市長自身で出向く場合もありますが、市外での各種会議、懸案事項要請等による公務につきましては秘書係において随行、運転業務を行っている現状にあります。そのようなことから、市長、副市長と理事者の専属の運転手がない状況を勘案し、各課に係る出張、会議等の際は担当課の職員がそれぞれ随行、運転業務を行っているところでもあります。このような現状を踏まえ、市長のトップセールスとあわせて、秘書係だけではなく総務課全体で連携をとり、フォローし合える環境づくりを含めてどのような体制が望ましいか今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 そのときの状況に合わせていろいろな対応、対策が考えられるというふうに思うのですが、そのトップセールスといった観点の中でいま一度さらなる体制を強化できるところがないか、前向きなご答弁をいただきましたので、今後のさらなるご検討に期待をしたいというふうに思います。

また、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略の中におきましても仕事を中心とした経済的な効果の考え方というものが大変中心の中で捉えられている

中で、人を呼び込むであったりとか移住、定住に結びつく考え方の中では、やはり市長にさらに外に向いていただき市の営業というものを、市を売り込むためのいろいろなPRであったりとか、人とのつながりというものもしっかりととっていただきたいというふうに考えておりましたので、このような質問をさせていただきました。

続きまして、大綱4に移らせていただきます。病院運営の新たな方向性について、①、利用者と市民ニーズ調査の実施と分析についてお伺いをさせていただきます。外来患者数が計画を下回っている状況が続いております。近郊の地域でも同じ現象が起きているということではございますけれども、そんな中で患者の獲得に向けた対策や営業努力が必要になってくるというふうに感じております。これまで透析の施設や病棟の建てかえなど環境面を整えてきたわけではございますけれども、当初は透析の患者も減らないという予想をしていたのに対し、今ではその患者数が減っている状態でもございます。また、病棟の建てかえをしてきれいな環境になったからといったとしても今後油断はできる状態ではないというふうに感じております。減ってから考えるというスタンスではなくて、常に予測し、利用者のニーズを把握して対応できることは迅速に対応できるような病院経営の体制というものをさらに考えていただきたいというふうに感じております。そのためにも定期的に利用者に対してのアンケート調査を行い、また市民に対してもアンケートをとりながら病院の経営に市全体が協力している体制づくりをさらに図っていただけないかということのお願いでございます。また、それをしっかりと分析いたしまして対応していくことで明確に情報公開するなど、大がかりなことだけではなくて小さいことから病院に、小さいことからいろいろな変化をもたらしていくような、病院が患者の希望にしっかりと市民のニーズに応えているということの姿をしっかりと見せることが大切ではないかなというふうに感じていますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えをいたします。

当院における外来患者数の状況につきましては、行政常任委員会でもご報告をしたところでございますが、前年度比較では大きく減少しており、また北海道内の多くの公立病院でも外来患者数が減少をしているところでございます。具体的には、4月から6月までの外来患者数のデータとしまして、道内23の公立病院中19病院で前年度より減少している状況となっております。北海道地域医療構想におきましても2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる中、これからの医療のあり方は主に青年壮年期の患者を対象とした病院完結型の医療から高齢者の特性を踏まえ、住みなれた地域や自宅での生活を支える地域完結型の医療に重点を移していく必要があるとしております。また、2015年に公表されました経済産業省が所管する研究会の報告書では、入院医療需要は加齢に伴い増加をするものの、外来医療需要につきましては若年層の人口減少が進行することに加えて、80歳を超えると減少に転じていくとしておりまして、こうした傾向は当院においても同様のことが類推できる状況となっているところでございます。

ご要望のありました市民ニーズ調査等につきましては、平成25年度と28年度に医師、看護師を初めとした医療スタッフの接遇を中心としたアンケート調査を実施したところでございますけれども、限られた医療提供体制の中でおおむねよい評価をいただいている状況でございます。このような状況の中、国においては主に社会保障費の低減等を目的としながら、それぞれの地域事情に応じた地域包括ケアシステムの構築を求めておりまして、平成30年度からは医療報酬と介護報酬の同時改定が行われます。こうしたことから、当院としまして今取り組むべきことは介護健康推進課と連携をしながら、歯科を含めた医療機関、介護施設等の社会資源や地域事情に応じたシステムをいかにして構築していくかが重要と考

えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまの答弁をいただいた中で、接遇に関してのアンケート調査は実施されているということでございますけれども、そのほか常日ごろ利用者や市民が病院に対して意見や要望を届けやすいような環境にするといったことの対応、対策やこれまでのその実績などはないかということさらにはちょっと深く聞かせていただきたいなというふうに思うのですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えをいたします。

市民を初めとしました利用者の方々がお気づきになられたことですか、ご意見、ご要望等を述べられるように正面玄関や受付カウンター、2階エレベーター横、そして2階、3階の病棟のデイルームにご意見箱を設置しておりますので、こうした中で幅広くご意見等をお聞かせいただければと思っております。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひそういったご意見箱等が設置されていることなども含めて、さらに利用者や市民の方たちに親しみを感じてもらえるような連携づくりがとれるような病院体制のあり方というものも積極的に考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

②に移らせていただきますが、新たな診療科目と地域連携の可能性についてお伺いをいたしますけれども、ただいまのニーズ調査の必要性というもののお考えはないということで今お聞きしましたけれども、当市におきましては独居世帯数、高齢者が多い中で医師が訪問するサービスを行いまして、医療と介護の連携を図りながら、さらに求められる地域医療を構築していくことというふうに思いますけれども

も、また病院と市民が多くつながることで、さらにこれからの病院のイメージというものも描かれていくというふうにするのですけれども、そのような地域連携を通して医療を見出す中で、複数の疾患を抱える高齢者が多い当市ではございますので、今後病院経営の中に総合医療科といった新たな今注目をされています科目も考えていく必要性はあるのではないかなというふうを考えております。利用者の声、特性、特徴を捉えた中での新たな診療科目の設置ということの可能性を含めてお伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、地域が求める医療、介護のサービス提供体制を今後いかにして構築していくかが重要と考えているところでございますが、医師、看護師等の限られた医療スタッフという現実を考えた場合、介護施設や検討が進められているサービスつき高齢者住宅などが可能な限り病院近郊にあることが望ましいと考えているところでございますが、診療科目につきましては4月から皮膚科が休診となっていますことから、現在は常勤医のいる内科、外科、小児科、整形外科を中心に、このほか眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科の7つの診療科で診療を行っているところでございます。

ご要望の診療科につきましては、今後ますます高齢化が進展していく中、健康にかかわる諸問題について適切に対応する医師の必要性がより高くなっていることから、来年度からスタートします新専門医制度においても総合診療専門医として位置づけられているところでございます。しかし、一方ではこうしたスペシャリストを育成していく上で指導医が多く基幹病院のある都市部に医師が集中する可能性が指摘をされておりまして、都市部の研修人数に制限を設けるなどしておりますが、先行き不透明な状況となっております。こうした状況から、北海道が主催する医療対策協議会等の場におきましても市長み

ずから専門医や地域枠医師が地方の病院に回ってこれるよう要望しているところでございますけれども、これからはそれぞれの医療機関が独自に医師を確保する時代ではなく、砂川市立病院等の基幹病院に医師を集めまして、そこから近隣の病院に医師を派遣していただくのが現実的とも申し上げているところでございます。

当院の内科医には、現行の専門医制度におきまして総合内科専門医の資格を有する医師もおるところでございますが、先ほども申し上げましたとおり将来的には若年人口が減少し、外来医療需要の減少も見込まれます状況から、現状の診療体制の継続に力を注いでいきたいと考えておりまして、引き続き砂川市立病院や滝川市立病院等からの診療応援をいただきながら診療サービスの維持に努めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 より多く赤平の病院を利用していただく方をふやすであったりとか、どういったことが求められている病院なのかということや常日ごろやはり調査をしていくことがすぐ必要なのではないかなというふうな今の答弁を聞いても感じました。医療の体制等を含めて、近隣地域との連携も必要になってくるというふうにも思いますけれども、まず当市の利用者がどういった病院のあり方というものを求めているのかということやいま一度お考えいただきたい部分もあるかなというふうに思っておりますので、今後さらに見せていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、大綱5に移ります。子どもの心身を守る体制について、①、相談窓口の強化についてお伺いをさせていただきます。警察庁の統計によりますと、2016年には自殺をした子供というのが320人ということで、小学生は12名、中学生93人、高校生は215名ということなのですので、自殺をする子供の原因といたしまして学業不振など学校の問題が36

%と最も多く、親子関係の不仲説で家庭の問題として23%、鬱病として健康状態の問題で19%と多岐にわたる原因があるらしいですけれども、根本の原因といたしましては子供と親とのかかわり方というのが大変問題視をされているところもあるということでお伺いをしていますけれども、親や先生に自分の不安を直接話せないまま最悪の状態になる前に、その気持ちを踏みとどめさせるためにも第三者に子供が相談できる窓口の充実や当市独自の対応など、ご検討いただきたいというふうに思っておりますが、この辺の現在の状況と今後の対応、対策についてお伺いをさせていただきます。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 相談窓口の強化についてお答えいたします。

議員が言われますように、全国的にいじめや虐待等が起因となる自殺が増加しており、大変憂慮すべき事態であることを認識しているところです。文部科学省では、平成25年にいじめ防止対策推進法を施行し、学校が講ずべき基本的施策として道徳教育等の充実、早期発見の措置、相談体制の整備等のいじめに対する対策の推進とともに、市町村においては調査、研究の推進や啓発活動等につきまして法の整備が行われたところです。

本市におきましてもいじめ問題にかかわる関係機関の連携強化、防止対策等の施策の調整、重大事案への対処等について早急な体制づくりが求められましたことから、平成27年に条例を制定し、新たな組織として学識経験者、行政機関の職員等から構成される赤平市いじめ問題対策連絡協議会を設置したところです。8月9日に今年度の第1回会議を開催し、相談窓口の周知徹底、青少年センターによる小中学校及び児童館への巡回の強化、道事業でありますスクールカウンセラーの活用、子ども会議のあり方等について協議がなされたところです。

なお、この会議におきましても相談窓口の周知徹底が必要とのご意見がありましたことから、従来から広報による周知並びに学校におけるポスターの掲

示を行っているところではありますが、24時間相談ができ、いじめのほか、育児やしつけ等で悩む保護者の教育相談にも応じている子供相談センターの情報や、あるいは虐待に対する情報につきましても周知を図ってまいりたいと考えております。

また、いじめを受けている子供は親に心配をかけたくない、弱い自分を知られたくないなどといった理由から誰にも相談できずに悩んでいるケースがあります。しかし、日常生活において言動や様子に必ず変化があらわれていると言われておりますことから、いじめを早期に発見するために無気力で集中力がない、言葉遣いが荒くなったなどの項目を載せたチェックリストを掲載した保護者向けチラシを配布し、家庭においても対応していただくよう考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひそういった情報をさらに強化していただきたいというふうに思います。先日の報道でもありましたけれども、夏休み明けの9月の1日というのが子供の自殺が一番多い日であるということでございます。2学期になって不登校の子供がいる場合には大変要注意だなというふうに感じますけれども、当市といたしましても子供たちに対するそういった情報収集を敏感にさせていただきながら、学校と家族と市とともに共有を最大限に図りながら最悪な状態を未然に防ぐ対策を本当にこれからも強化していただきたいというふうに思っております。

そして、先ほど私は統計のほうでお話をさせていただきましたが、日本のこれは統計でございます、全体の。その内容によりますと、高校生の自殺者が多いデータになっています。そして、当市は高校がないので、さらに高校生が通学する、利用する場所や赤平の子供たちが多く通う高校に対しても窓口対応の情報強化というものも模索していただきながらお願いしたいなというふうに感じておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、②の道徳の授業のあり方についてお伺いをさせていただきます。平成30年から、来年から小学校、平成31年から中学校で道徳の授業というものが特別教科として加えられるわけですが、本市としても暗い心を持っている子供たちの解消につなげる授業の内容として対策をご検討いただきたいというふうに思っております。前の質問にも関連いたしますけれども、命を大切に思えるような道徳の授業を強化するべきではないかなというふうに感じております。例えば生徒や先生がともに考えながら、どのような授業形態がいいのかを導き出すようなワークショップ型の方法や例えば絵本を活用して子供たちにわかりやすく心を明るくするような取り組みを考えるなど、教科書の選定も含め道徳の授業の準備や内容に関しまして現状をお聞かせいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 道徳の授業のあり方についてお答えいたします。

道徳教育につきましては、教育基本法及び学校教育法に基づき、豊かな心を持つための道徳性を養うことを目的としており、さらには生命のとうとさを理解するとともに、自他の生命を尊重することをあわせ指導がなされているところであり、小中学校ともに週1時間、年間35時間の授業が行われているところです。

なお、さまざまなルールやマナーを身につけるため、最善の判断を行う資質を身につける必要がありますことから、道徳教育の必要性の高まりにより小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から従来の道徳の時間から特別な教科、道徳に変更されるところです。主な変更点としましては、副読本から検定教科書を使用すること、また読み聞かせの道徳から自分自身の問題と捉え、物事に向き合うみずからが考え、議論する道徳へと転換を図るものです。さらに、小学校では道徳のほかに国語においては他人を思いやる心を育てる、理科においては動植物を

調べることを通して生物の愛護の心を養う、また中学校の理科においては自然環境を保全し、生命を尊重する態度を育てる、技術家庭においては幼児発達や生活の特徴を知るなど、道徳の教科のみならず、他の教科においても道徳に関する学習が行われることとなっております。このようなことから、今後教育現場におきましても教科書の内容を含め、目標を十分に理解しながら指導方法の工夫、研究が行われ、指導に当たっては人とのかかわりとして親切、思いやり、感謝、礼儀、友情、生命や自然、崇高なもののかかわりとしてよりよく生きる喜び、自然保護や命のとうとさの道徳をさらに深く理解し、身につけるよう道徳教育の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕道徳の自主教材をつくっている経験のある先生からも聞いた経緯があるのですが、やはり子供たちの命に対して、その命を大切にしてほしいという観点で、先ほども質問の中で取り上げさせていただきましたけれども、絵本を使った教材のあり方というのも工夫した経緯の中で、やっぱり出産に関する絵本であったりとかというものも組み込んだらしいです。先生側にとっても男性の先生だったりとか、出産の経験がない女性だったりとかという方たちが命の存在だったりとかというのをなかなか伝えられない部分がやっぱりどうしても出てくるということで、そんな絵本を用いて授業の工夫というのを考えているということも聞いた経緯がありましたので、さまざまなケースがあるというふうに思うのですが、そういった今取り組もうとされているいろいろな情報を収集していただきまして充実した授業の構築を図っていただきたいというふうに感じております。よろしくお願いたします。

続きまして、③、現代病の対応策についてお伺いをさせていただきます。子供の生活実態は、豊かな社会環境ではございますけれども、食べ過ぎであ

ったりとか、ストレス、運動不足などから生活習慣病の代表であります肥満が急激に増加しているということでございます。そのほか、現代病とも言われています携帯依存症やパソコンの利用がふえているということから視力の低下、ストレス性のアトピー性の皮膚炎、虫歯の悪化によります口腔外科の通院など、生活環境の変化に伴いまして子供たちの体にも影響を及ぼしていることが多い時代背景となっています。子供の病院の無料化を手がけます当市だからこそ、そういった子供たちの現代病を事前に防ぐための対策というものも考えていかなければいけないのではないかというふうに感じております。そういった知識や予防につきまして、親の世代であったり、家族にわかりやすく周知徹底が図れるような機会をふやすことというものもこれからは大切なのではないかなというふうに感じてございます。そのあたりの対応、対策を含めまして当市の考え方をお聞かせいただきたく思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

1歳6カ月児及び3歳児健診を実施する中で、医師や歯科医師による健診と保健師、栄養士などの発達チェックを行う中で発育上心配な事項のある子が多く存在しているとの現状があります。その子らに対しましては、専門医による診療につなげたり、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による生活指導や健康教育を実施しております。当市におきましては、早い時期からの歯の磨き方指導やフッ化物塗布と洗口に取り組んでいることから、昭和の時代と比較しまして虫歯のある子は減少していますが、不正咬合、いわゆるかみ合わせの悪い子がふえており、これは食生活の中でかたい食べ物が敬遠され、かむ回数が減少し、あごの発育が悪いことが要因とされております。

発育上心配のある子の中には、親の子育てに問題があるケースもあります。生活スタイルが急激に変化した影響などから、一般的には成人の病気と思わ

れていた肥満に由来する2型糖尿病、脂質異常症など現代病とも言われている小児生活習慣病が学童期の子供たちの間でもふえてきています。なお、小児生活習慣病の治療では病気に対する親の理解度が治療のよしあしに強く影響するため、学校健診などで異常を指摘された場合は必ず再検査を受けさせ、必要ならば治療を継続していくことが重要となりますので、親に対して十分に理解させることも重要であります。いずれにしましても、成人と同様に正しい食生活とバランスのとれた栄養摂取、適度な運動が疾病を防ぐ大きな要因になりますので、引き続き健康教育や広報紙を活用し、啓発をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕子供を取り巻く環境の中で、親に対するそういった理解というのも大変共働きも多い家族体制も多い中でそういった情報収集であったりとか、子供に接する時間もなかったりだとかということもふえてきているというふう聞いておりますので、そういった中でも市のほうで事前に防ぐ情報等をもう少し充実させていただくことで意識も広がっていくのではないかなというふうに感じているところがありますので、よろしくお願いたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

今日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時19分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)